

共通特記仕様書(R4.6.1 以降に契約する工事から適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

<目次>

第 1	施工計画書（現場組織表）について	2
第 1-2	工事現場における施工計画書の備え付け等について	5
第 2	現場における責任者の明確化について	6
第 3	建設業退職金共済制度に関する掲示について	7
第 4	県内調達について	8
第 5	排出ガス対策型建設機械の使用原則化について	10
第 6	建設機械への不正軽油の使用排除について	10
第 7	創意工夫等実施状況の提出について	10
第 8	建設副産物について	13
第 8-2	建設副産物について（請負金額が 100 万円以上の全て（※参照）の工事）	13
	※ 建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無に関わらず対象とする	
第 9	暴力団等による不当介入の排除対策	13
第 10	工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について	16
第 11	コンクリートについて（コンクリート使用時）	17
第 12	道路工事現場における表示施設などの設置基準について（道路工事（路上で作業をする工事）を実施する場合）	20
第 13	足場工について（足場を計上する工事）	24
第 14	深礎杭内部での作業について（深礎杭を施工する工事）	24
第 15	かご工等に使用中詰め材（ぐり石）等について（ぐり石を使用する工事）	24
第 16	吹付工および現場吹付法砕工の品質管理基準について（吹付工及び現場吹付法砕工の工事）	25
第 17	工事関係提出書類の簡素化について	26
第 18	公共工事に伴う河川の濁水対策について	28
第 19	地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて	28
第 20	施工体制台帳の作成等について	29
第 21	工事・入札書類の押印の廃止について	30

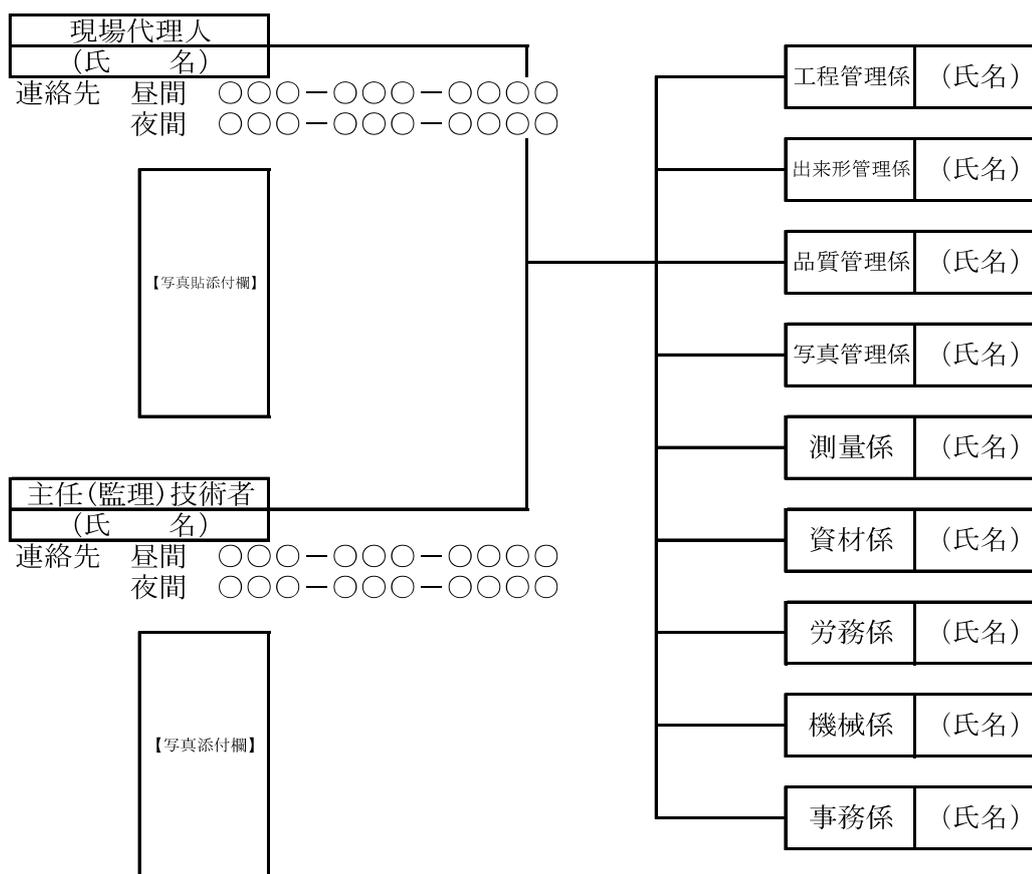
第1 施工計画書（現場組織表）について

（平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書（現場組織票）等について」で通知）

- 1 現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を定め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監督員に提出しなければならない。（様式自由、様式1-1参照）
- 2 下請負契約がある場合においては、各下請負人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担を把握できるように作成し、「様式1-2」により監督員に提出しなければならない。添付書類として下請負契約書（写）（1次、2次下請負以降もすべて）を添付のこと。

様式1-1

施工計画書 現場組織表



施工計画書 現場組織表

工事

元請会社名	
許可番号	
元請負金額	
現職代理人名	
【写真添付欄】	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	<input type="checkbox"/>
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

主任(兼)技術者名	
元請負金額	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

【注意事項】

1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
3. 添付する写真は、縦 230mm、横 330mm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでよい。
5. A3版で作成したものでよい。

施工計画書 現場組織表

作成特定建設業者の 商号名称	元請会社名	〇〇建設
作成特定建設業者の 建設業許可番号	許可番号	00-123456
作成特定建設業者が おいた現場代理人の 氏名	現場代理人名	谷田 三郎
【写真添付欄】		

作成特定建設業者が
おいた主任(監理)技
術者の氏名

作成特定建設業者が 発注者と締結した契約 書に記載された金額	主任(監理)技術者名	宮崎 太郎
作成特定建設業者 が発注者と締結した 契約書に記載され た工事	元請負金額	132,300,000
	工期	4.4.5~H15.3.
	専任・非専任	専任
【写真添付欄】		

作成特定建設業者
が発注者と締結した
契約書に記載され
た工事

会社名	興末工業
許可番号	30-012345
下請負金額	28,875,000
主任技術者名	金田 次郎
工期	4.4.11~H15.3.
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	白鳥産業㈱
許可番号	30-000111
下請負金額	34,650,000
主任技術者名	白鳥 五郎
工期	4.4.12~H14.12.
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	米倉電工(有)
許可番号	
下請負金額	8,085,000
主任技術者名	金田 次郎
工期	4.8.10~H15.2
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	備北鉄筋工業
許可番号	30-000222
下請負金額	8,505,000
主任技術者名	江頭 太郎
工期	4.2.3~H14.12.
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	荒神工務店
許可番号	30-000333
下請負金額	12,600,000
主任技術者名	荒神 次郎
工期	4.4.23~H14.10.
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	江頭土木(株)
許可番号	30-000444
下請負金額	1,806,000
主任技術者名	江頭 太郎
工期	4.5.2~H14.8.
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	専任
【写真添付欄】 『専任のみ』	

【注意事項】

- 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
- 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
- 添付する写真は、縦 3cm 横 2.5cm 程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したのももよい。
- A3版で作成したのももよい。

第1-2 工事現場における施工計画書の備え付け等について

(平成21年2月10日付け技第1294号「工事現場における施工計画書の備え付け等について」で通知)

1. 施工計画書(写)の備え付け

施工計画書は、図面、仕様書等に定められた工事目的物を完成させるために必要な施工方法や工法及び施工中の管理等を定めたものであり、工事に際し基本となる計画であることから、当該工事が稼働している間、常時工事現場に備えおかなければならない。

※工事現場とは、当該工事現場の敷地内に限る。なお、当敷地内に現場事務所たるものがない場合においても、常に閲覧できる状態であること。

2. 現場組織表の掲示

現場組織表は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、掲示にあたり現場組織表の請負金額については省略できる。

3. 発注機関等の閲覧

発注機関及び和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班の現場点検及び立入調査の際、施工計画書等の閲覧を求められた場合はこれに従うこと。

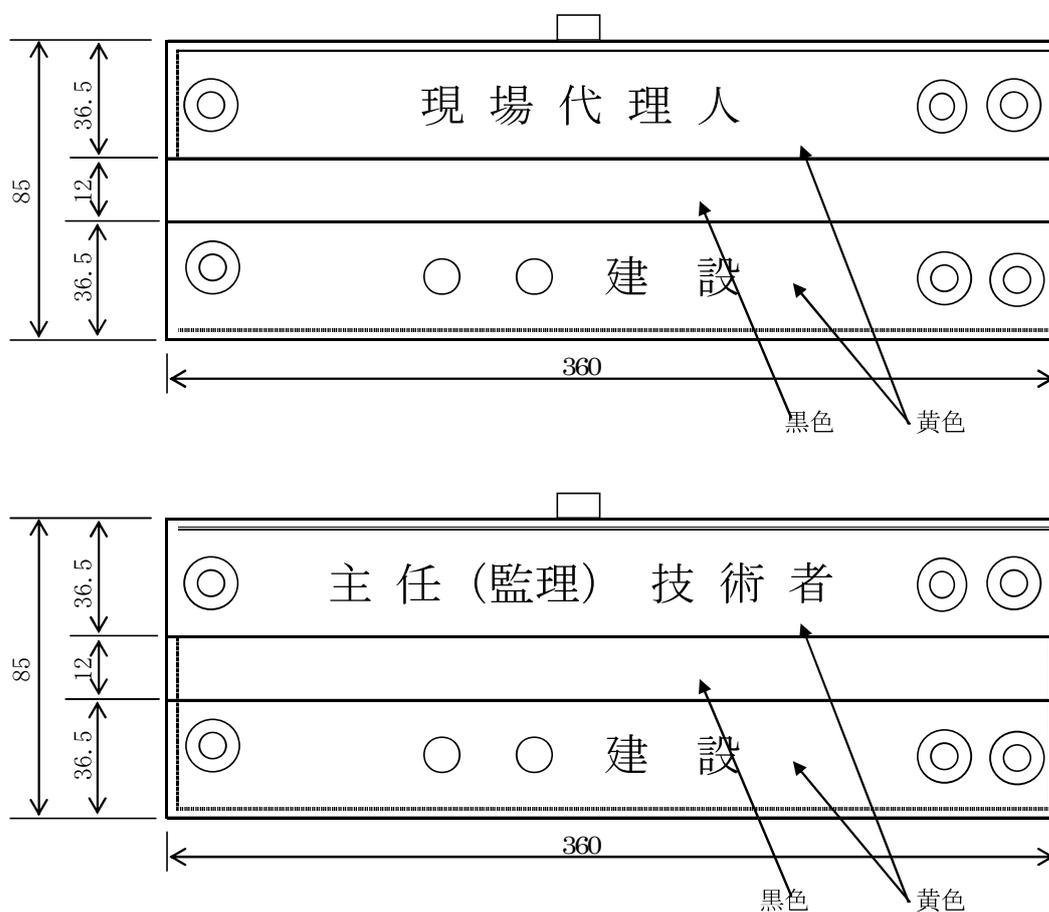
第2 現場における責任者の明確化について

(平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書(現場組織票)等について」で通知)

- 1 現場代理人、主任(監理)技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。(図2-1)

図2-1

現場代理人、主任(監理)技術者用腕章図



※現場代理人と主任(監理)技術者が兼任の場合、腕章の表示の仕方は2段書き又は連続書きとする。

(和歌山県土木請負必携(2葉の2)10-13 「請負者 現場責任者用」 変更)

※和歌山県土木請負必携(2葉の2)10-13 「現場責任者用」 削除)

第3 建設業退職金共済制度に関する掲示について

(平成13年3月9日付け閣議決定「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で通知)

- 1 請負者は、建設業退職金共済制度に関する掲示(図3-1)を現場事務所や工事現場の出入口等、見やすい場所に掲示すること。

図3-1



第4 県内調達に関する特記仕様書

(平成17年6月30日付け技第459号 「県産品建設資材(県認定リサイクル製品含む)計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」で通知)

- 1 請負者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下いずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものの

- 3 請負者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書(様式4-1)を提出しなければならない。

- (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結。(2次下請以降も全て)
- (2) 設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用(設計図書に明記されていない資材については除く)。

- 4 本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること(なお、この場合は工事成績評価の際に加点評価されます)。

第5 排出ガス対策型建設機械の使用原則化について

(平成14年8月30日付け技第186号「排出ガス対策型建設機械の使用原則化について」で通知)

- 1 請負者は、工事における作業環境の改善及び機械施工が大気環境に与える負荷の低減など環境対策を推進するため、排出ガス対策型建設機械の使用を原則化することとする。
- 2 第1項の対象建設機械は次のとおりとする。
 - (1) トンネル工事用排出ガス対策型建設機械7機種
バックホウ、大型ブレーカ、トラクタショベル、コンクリート吹付機、ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサ【ディーゼルエンジン出力30～260kW】
 - (2) 主要土工3機種
バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザ【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
 - (3) 普及台数の多い建設機械5機種(一般工事)
発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)、ローラ類、ホイールクレーン【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
- 3 排出ガス対策型建設機械(以下「対策型」とする)の確認の為、施工計画書に記載(※1)するとともに、使用された建設機械の工事写真(対策型には「指定ラベル」が貼付されているので、これが確認できるもの)を提出すること。
(※1): 指定機械欄に、①機種②メーカー③型式④台数等を記入
- 4 当初設計においては、対策型を使用するものとして積算しているが、請負者が対策型を使用しない場合は設計変更を行う。なお、同一機種が2台以上使用され、対策型と未対策型が混合している場合は、すべて未対策型が使用されたものとして取り扱う。

第6 建設機械への不正軽油の使用排除について

- 1 請負者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
- 2 請負者は、工事現場に置いて、和歌山県が実施する軽油の抜き取り調査等、必要な協力を行わなければならない。

第7 創意工夫等実施状況の提出について

(平成25年3月25日付け技第1575号「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」で通知)

- 1 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫等技術力に関する項目、または、県産品や県認定リサイクル製品の利用促進に関する項目、地域社会への貢献として評価できる項目、施工体制や施工状況に関する項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。(様式7-1、7-2参照)

様式7-1

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名		受注者名
考査項目	評価内容	事例
□工事特性	□構造物の特殊性への対応	高さや延長等、施工規模が特殊な工事
		形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
	□都市部等の作業環境、社会条件等への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
		周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
		周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
		現道上での交通規制に大きく影響する工事
		緊急時に対応が特に必要な工事
	□厳しい自然・地盤条件への対応	施工箇所が広範囲にわたる工事
		特殊な地盤条件への対応が必要な工事
		雨や雪等の自然条件の影響が大きな工事
□長期工事における安全確保への対応	急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	
	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
□創意工夫	□施工関係	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事
		施工に伴う機械、器具、工具、装置類
		二次製品、代替製品の利用
		施工方法の工夫
		施工環境の改善
		仮設計画の工夫
		施工管理、品質管理の工夫
	情報化施工を取り入れた工事	
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮
安全教育・講習会・パトロールの工夫		
作業環境の改善		
□施工管理関係	交通事故防止の工夫	
□その他		
□県産品、県認定リサイクル製品	□県産品	
	□県認定リサイクル製品	
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮
		現場環境の地域への調和
		地域住民とのコミュニケーション
		ボランティアの実施
□施工体制	□創意工夫や提案	施工前の創意工夫や提案
□施工状況	□品質確保対策	品質確保のための特別な対策や独自の工夫
	□安全対策	安全管理のための臨機の措置

1. 該当する項目の□にレマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真・パンチ絵等を説明資料に整理。

様式7-2

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

第8 建設副産物について

(参照：土木工事標準積算基準書（単価・損料等） 第8章 処分料(1)建設廃棄物)

- 1 建設廃棄物について、建設廃棄物受入施設に搬出する場合は、処理に係る契約書（写）を事前に監督員に提出すること。
- 2 建設廃棄物について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 3 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）のA票及びD票もしくはE票について、監督員に提示、確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
また、排出事業者として保存義務が課せられているマニフェスト各票は請負者で必ず保管すること。
なお、電子マニフェストの場合は、監督員に「電子マニフェストシステム(JVNEE)受渡確認票」により処分終了もしくは最終処分終了の確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
- 4 建設発生土について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 5 産業廃棄物の保管の届出について
施工に伴い発生した産業廃棄物を保管（工事現場又は100m²未満の保管場は除く。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（又は第12条の2）第3項の届出、又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第7条の届出が必要となるため、保健所（保管場が和歌山市内にある場合にあっては和歌山市役所）に産業廃棄物の保管の届出を行うこと。

第8-2 建設副産物について（請負代金額が100万円以上の全ての工事）

共通仕様書（P1-1-10 第20 6）補助説明

- 1 請負者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を作成するものとする。なお、再生資源利用【促進】計画は、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、自社においても保管するものとする。
※「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-入力システム」は国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

第9 暴力団による不当要求行為等の排除について

(参照：平成17年8月25日付け県総号外「和歌山県県土整備部発注にかかる建設工事への不当要求行為などに対する連携に関する覚書」)

- 1 請負者は、暴力団等から不当要求行為等（不当要求・工事妨害等）を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、所轄の警察署に報告しなければならない。
- 2 請負者は、暴力団等から不当要求行為等による被害を受けた場合は、速やかに監督

員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

- 3 請負者は、当該被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、監督員と工程に関する協議を行うこととする。
- 4 請負者は、請負金額が5千万円以上もしくは発注機関の長が必要と認めた場合については、警察が実施する暴力団排除講習を受講するとともに、県、警察との連絡体制を確立しなければならない。
また請負業者は発注機関の長に対し、契約後速やかに以下の報告を行わなければならない。
 - (1) 様式9-1により不当要求行為等に対する「窓口責任者」を報告する
 - (2) 様式9-2により受講講習者を報告する。
 - (3) 不当要求防止に関する関係者連絡表を作成する。

様式9-1

平成 年 月 日

発注機関の長 様

業者名

印

窓口責任者報告書

この度、当社で受注した

工事名 _____

工事場所 _____

については、下記の者を窓口責任者とします。

記

窓口責任者

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ 年 月 日生

電話番号 _____ (携帯)

発注機関の長 様

業者名

印

不当要求対応マニュアル講習受講申込書

工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
住 所	
電 話 番 号	
窓口責任者 氏名・住所 電 話 番 号	
受講対象者 氏名・会社名 住所等	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
受講者多数 の場合は、 別紙使用可	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
受講希望日	和歌山県警の指定日とする。
連絡体制	別紙のとおり (案を示し、具体については、警察署と協議すること)
受講で特に 聞いておき たい事項等	
※監督員氏名 連絡先	

※印は、発注者側で記入します。

工事期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までの間
(鉛筆書き可)

第10 工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

1 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の応札日以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。

2 適用対象

専任で主任技術者等を設置しなければならない請負金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）で県から直接請け負う建設業者の主任技術者等を対象とする。

第11 コンクリートについて

※ 下記通達で通知

(平成20年2月19日付け技第1383号「公共工事におけるレディーミクストコンクリート製造工場の選定について」、平成20年3月4日付け技第1423号「適正なレディーミクストコンクリートの受け入れについて」、平成13年10月12日付け技第198号付け「土木コンクリート構造物の品質確保について」)

- 1 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、**JIS** マーク表示認定工場または、**JIS** マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場から選定し、**JIS A 5308**（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いるものとする。（建築工事でⅡ類のレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く。）
- 2 請負者は、上記によらない場合には、その理由を明記した「レディーミクストコンクリートに関する調達調書」を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍にするものとする。（低入札工事における品質管理基準 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/g/081100/bid/teiryuu/index.html> 参照）
- 3 請負者は、監査に合格した工場からレディーミクストコンクリートを調達した場合であっても、加水行為等により、品質管理が適切に行われなかったことが判明した場合、以降の調達については、品質管理を適切に実施されていることが確認されるまでの間、当該工場からは、行わないものとする。
- 4 レディーミクストコンクリートへの加水は、コンクリートの性能を著しく変化させるため、行ってはならない。（コンクリート標準示方書〔施工編〕より一部要約）
- 5 また、加水の意識が無い場合でも、製造工場から工事現場到着までの間に、アジテータ車のホッパ部分（車両後部上方にある、コンクリートの投入口）に付着したコンクリートを水洗いする行為は、洗浄水がドラム内に流れ込むため、加水行為と同様であり行ってはならない。やむを得ず洗浄する必要がある場合は、水を使用せずエアークリーンやブラシ等で行うこと。
- 6 シュート等の洗浄に使用した洗浄水を受けた袋（洗い袋）を、アジテータ車のシュート部分等（積載のために設備された場所以外）に吊り下げたまま道路を走行することは、道路交通法（第55条）に抵触するため行ってはならない。

- 7 洗い袋に入った洗淨水をアジテータ車のドラム内に戻す行為は、高所作業となり（高さ2メートル未満の箇所を除く）、労働安全衛生規則（第518条）に抵触するため行ってはならない。

については、洗淨水の処理は、現場にピット（槽）やベッセル（鋼製箱）等を設置した上で適正に処理を行うか、作業床（足場等）を設け、洗い袋に入った洗淨水をドラム内に戻すものとする。

ただし、やむを得ずこれらが設置出来ない場合で、安全帯を適切に使用し、洗淨水をドラム内に戻す場合は除く。

また、ドラム内に戻した洗淨水は、レディーミクストコンクリートと混ざることがないように、製造工場等で排出し、適正に処理を行うこと。
- 8 アジテータ車に積載するコンクリートは、車両ごとに定められた、積載重量の制限を超えることのないよう、十分注意すること。
- 9 重要なコンクリート構造物（※1）の適切な施工を確認する為、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材例28日強度の推定調査（※2）を請負者が実施し、調査結果を監督員に提出すること。
- 10 テストハンマーによる強度推定調査の結果が所定の強度を得られない場合については、請負者が原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施するものとし、調査結果を監督員に提出すること。
- 11 上記による圧縮強度試験結果が、所定の強度を得られない場合等の対処方法については、監督員と協議すること。
- 12 工事完了後の維持管理にあたっての基礎資料とする為、重要なコンクリート構造物（※1）についてはひび割れ発生状況の調査を請負者が実施するものとし、調査結果を完成検査時に提出すること。

（※1）高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（但し、プレキャスト製品は除く）、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

（※2）調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施すること。調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施すること。

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

請負人 住 所
氏 名

㊞

レディーミクストコンクリートに関する調達調書

平成 年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した下記工事に用いるレディーミクストコンクリートについては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場以外から調達するので、調達調書を提出します。

なお、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍とし、品質管理を行います。

記

1. 工事年度及び工事番号
2. 工事名
3. レディーミクストコンクリートの調達先工場名
4. レディーミクストコンクリートを用いる構造物の概要及び数量
5. レディーミクストコンクリートの規格
6. レディーミクストコンクリートの使用予定期間
7. 理由

第12 道路工事現場における標示施設等の設置基準について

※土木請負工事必携（P10-3～P10-12）については、以下の通りとする。

（平成18年4月12日付け技第39号「道路工事における表示施設などの設置基準の一部改正について」で通知）

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。
なお、標示板の設置にあたっては、図-1を参考とするものとする。
 - （1）工事内容
工事の内容、目的等を標示するものとする。
 - （2）工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
 - （3）工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
 - （4）施工主体
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。
 - （5）施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。
- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（図-2を参照）
- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（図-3及び図-4を参照）
なお、標示板の設置にあたっては、図-5を参考とするものとする。
- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。
- 5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置（図-6参照）して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。
（昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達）

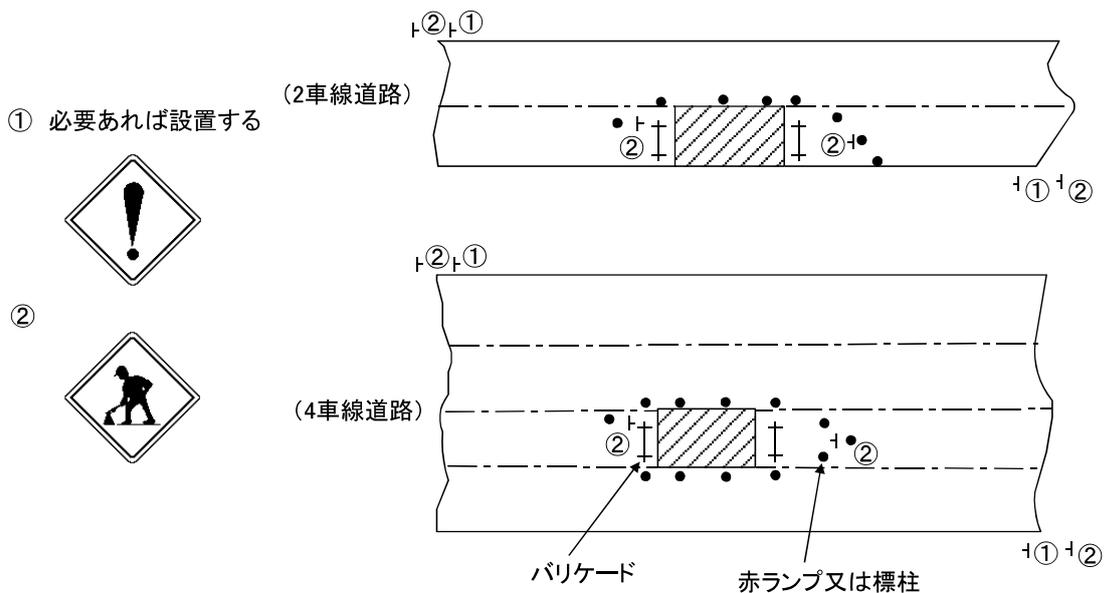
図-1



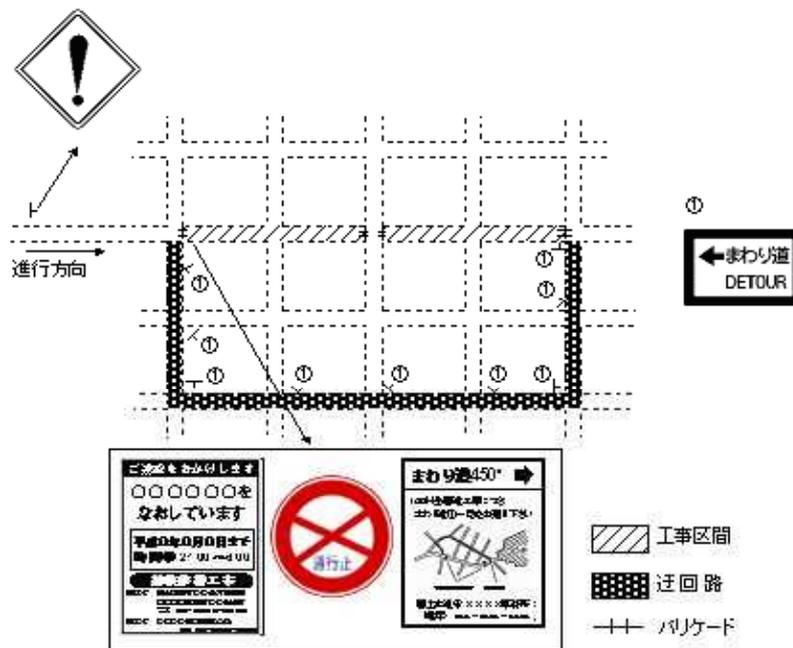
※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

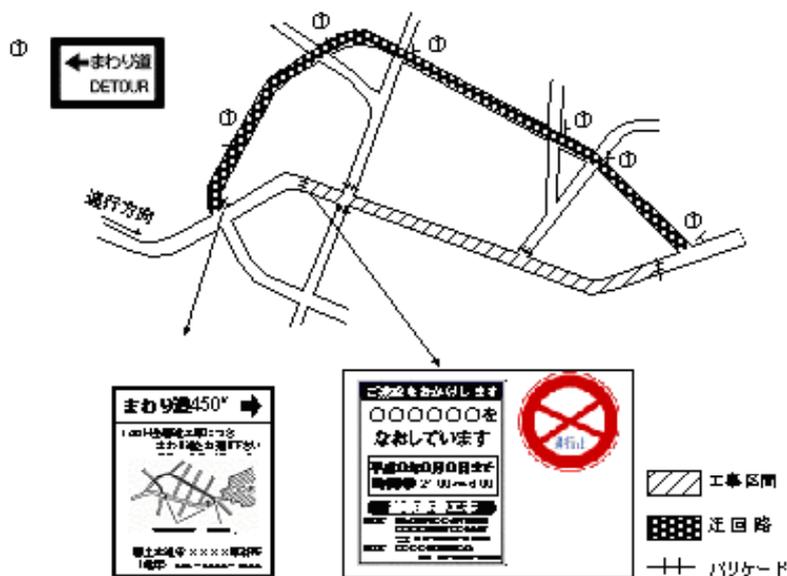
図-2 車線の一部が工事中の場合の標示例



図一 3 工事中迂回路の標示例（市街部）—進行方向に対する標識の設置例を示す—



図一 4 工事中迂回路の標示例（地方部）—進行方向に対する標識の設置例を示す—



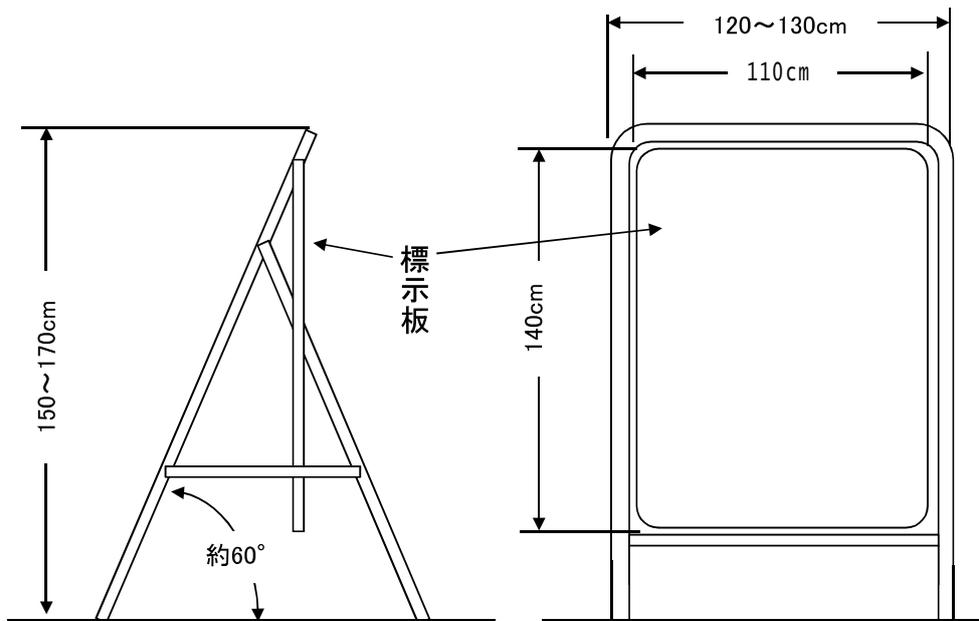
図—5



※色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

図—6 設置方法の一例



第13 足場工について

(平成17年6月23日付け技第415号「建設工事における足場からの墜落事故防止対策について」で通知)

- 1 当工事での足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省・平成15年4月)」により、請負者は足場からの墜落事故防止に努めるものとする。
- 2 枠組足場を計上する場合、その施工にあたっては、「手すり先行工法による足場設置基準」に基づく方式(※1のいずれか)を用いるものとする。
ただし、これら資材の普及状況等によりやむを得ない場合は監督員と協議の上、設計変更の対象とできる。
なお、甲乙協議により従来型の枠組足場工に設計変更した場合においても、請負者は安全対策に万全を期すること。

(※1) 手すり先行工法の種類

ア 手すり先送り方式 イ 手すり据置き方式 ウ 手すり先行占用足場方式
注) 改善措置機材による場合も含め、手すりの先行以外に、少なくとも二段手すりと幅木の機能を有するものとする等、「働きやすい安心感のある足場の基準」を満たしたものとする。

第14 深礎杭内部での作業について

(平成18年8月25日付け技第596号「県土整備部建設工事事務調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 請負者は、当該工事の深礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 請負者は、深礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備(安全施設)を必ず設置する。

第15 かご工等に使用する中詰め材(ぐり石)等について

(平成19年3月13日付け技第1302号で通知)

- 1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は[JIS A 5006(割ぐり石)]の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。
また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第16 吹付工および現場吹付法枠工の品質管理基準について

(平成20年12月2日付け技第1046号「吹付工および現場吹付法枠工の品質管理基準について」で通知)

吹付工および現場吹付法枠工の品質管理基準のうち、種別「施工」における試験項目・試験方法を以下のとおりとする。

なお、規格値等その他の項目については、現行どおりとする。

○ 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法
17 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSC E F561-1999
		その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、I コンクリート中の塩化物総量規制」による
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128
			コアによる強度試験	JIS A 1107

○ 現場吹付法枠工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法
18 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSC E F561-1999
		その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、I コンクリート中の塩化物総量規制」による
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128
			コアによる強度試験	JIS A 1107

第17 工事関係提出書類の簡素化について

(平成24年1月18日付け技第1294号「工事提出書類の簡素化について」で通知)

- 1 受注者及び発注者双方の事務効率化のため、工事関係提出書類については別紙のとおりとする。

※ なお、様式については「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>)

工事関係書類の簡素化概要

- 簡素化 : 受注者・発注者双方の事務の効率化のため、可能な限り省略
- 主な内容 : 材料品質証明資料は一覧表を提出し、関係書類は請負業者保管等
工事材料承諾願（様式第7号）を工事材料確認書（様式第7号）に変更
- 適用 : 平成24年2月1日から

簡素化前

No.	様式名	様式	備考
2	下請負(委任)通知書 (現場代理人等通知書の) 経歴書	別記第7号様式 (第8号様式)別紙	
3	既済部分検査請求書	別記第16号様式	
11	材料確認願	別紙 様式第3号	
16	段階確認書	別紙 様式第4号	
17	立会願	別紙 様式第5号	
18	現場発生品調査	別紙 様式第6号	
19	工事材料承諾願	別紙 様式第7号	関係書類提出
-	施工計画書		当初計画時 及び変更計画時
-	材料品質証明資料		関係書類提出
-	工事記録写真		

簡素化

簡素化後 (平成24年2月1日から)

No.	様式名	様式	簡素化概要
2	下請負(委任)通知書 (現場代理人等通知書の) 経歴書	別記第7号様式 (第9号様式)別紙	・施工体制台帳を提出する場合は省略
3			・現場代理人のみ省略
11			・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
16			・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
17			・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
18			・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
19			・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
20	工事材料確認書	別記 様式第7号 (様式を変更)	・格式変更後の別記 様式7号で一覧表を提出 ・関係書類は請負者保管、監督員等からの請求 時には速やかに提出等
-	施工計画書		・当初計画時及び変更計画時 ただし、工期及び数量のみの変更の場合は省略
-	材料品質証明資料	別記 様式第8号	・別記 様式第8号で一覧表提出 ・関係書類は請負者保管、監督員等からの請求 時には速やかに提出等
-	工事記録写真		・3,000万円以上の全ての工事、1,000万円以上の 重要構造物工事は電子納品 ・現地で確認出来る部分の写真は省略

※設計図書に定めがある場合及び監督員が指示した場合はこの限りではない。

第18 公共工事に伴う河川の濁水対策について

(平成26年9月24日付け技第793号「公共工事に伴う河川の濁水対策について」で通知)

- 1 受注者は、河川の水域内での作業及び河川区域内で作業を行う場合、濁水の発生する可能性があるため、濁水の発生を極力抑え、濁水を直接下流へ流さないように努めること。

濁水対策は、設計図書に基づき対策を講じることとし、現地調査の結果等を監督員へ報告すること。その際、必要と考えられる対策については、設計変更の対象とする。なお、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、契約書第28条に基づき、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、施工状況の写真管理について、共通仕様書に定めるもののほか、以下の記載内容について撮影しておくこと。

なお、監督員等から請求のあったときは、速やかに写真を整理して提出すること。

(1) 必須項目

現場着手前に「工事の影響が無い状態の河川」の濁り具合を「下流の複数箇所」において撮影する。

(2) 濁水が発生した場合

濁水発生時は「工事の影響が最も大きい状態の河川」の濁り具合を撮影する。

撮影箇所については、「作業箇所のすぐ下流」を基本とし、さらに下流へ濁りが広がっている場合は、その範囲を特定した上で、その箇所においても撮影する。

第19 地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて

(平成26年10月1日付け技第820号「地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて」で通知)

- 1 地籍調査により設置された標識（境界杭等）は、国土調査法に定める標識であり、工事によりき損、または影響を及ぼすおそれがある場合は、国土調査法の定めるところにより、標識設置者である各市町村に標識の移転を請求することになるため、必ず監督員に報告すること。

第20 施工体制台帳の作成等について

(平成27年1月13日付け技第1152号「施工体制台帳の作成等についての改正について」で通知)

- 1 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）に関わらず、下請契約を締結する場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。

第2 1 工事・入札書類の押印の廃止について

【工事関係】

押印廃止

	様式名称
1	工程表 様式第5号
2	下請負(委任)通知書 様式第7号
3	工期延長請求書 様式第10号
4	損害発生通知書 様式第11号
5	完成通知書 様式第12号
6	請負代金請求書 様式第14号
7	前払請求書 様式第15号
8	中間前払請求書 様式第16号
9	中間前払金認定請求書
10	工事履行報告書
11	既済部分検査請求書 様式第17号
12	指定部分完成通知書 様式第18号
13	変更工程表
14	事故発生報告書
15	工事材料確認書
16	材料品質証明資料
17	工事日誌

押印継続

	様式名称
1	建設工事請負契約書(様式第3号)、仲裁合意書
2	建設工事請負変更契約書(様式第4号)
3	現場代理人等通知書 様式第8号
4	現場代理人等変更通知書 様式第9号
5	引渡書 様式第13号
6	指定部分引渡書 様式第19号
7	工事打合せ簿
8	材料確認願
9	段階確認書
10	立会願
11	現場発生品調書

【入札関係】

押印廃止

	様式名称
1	見積書(様式第2号)(工事)
2	見積書(業務)

押印継続

	様式名称
1	入札書(様式第1号)(工事)
2	入札書(業務)
3	工事内訳書
4	技術提案書(技術提案表紙 様式1)
5	居住証明書(区長 様式6)
6	委任状(入札代理人)
7	入札辞退届

日高川町特記仕様書 (R02・4・1から適用)

○この共通特記仕様書は、すべての工事に適用します。

<目次>

1.	一般事項	1
2.	労災保険に関する特記仕様書	7
3.	建設業退職金共済制度に関する特記仕様書	8
4.	建設業の許可票に関する特記仕様書	9
5.	日高川町工事関係提出書類一覧表	10
6.	リサイクル説明書	75
7.	建設リサイクル法届出・通知済シール	78
8.	建設副産物に関する特記仕様書	79
9.	建設廃棄物に関する特記仕様書	84
10.	既設地下埋設物確認調書	89
11.	県道掘削願	90
12.	労働基準監督署への設置届・計画届の一覧	91
13.	コンクリート構造物に関する特記仕様書	98
14.	コンクリートのひび割れ調査票	100

特 記 仕 様 (一般事項)

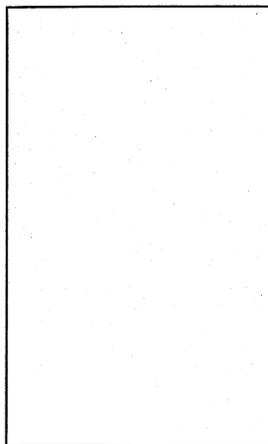
1. 工事施工に当たり、支障物等（埋設管、電柱等）の現場調査及び確認を十分に行い安全な工事をすすめること。
2. 前項の現地調査を怠った場合に生じた損害賠償については請負者の責任に於いて速やかに解決すること。
3. 工事着手後 1 ヶ月以内に施工展開図及び数量計算書を提出し、又工事完成日 1 週間前に完成図書（横断図、展開図、数量計算）を提出すること。
4. 日高川に隣接した工事及び支川、谷川に関わらず日高川に影響のある工事については必ず工事着工以前に日高川漁業協同組合と協議し同意書の写しを提出すること。
5. クレーン等事故防止について
(a) 送電線路、配電線路付近での作業実施については最寄りの関西電力(株)事業所へ事前に連絡し、打ち合わせすること。
6. 本工事で使用する「コンクリート二次製品標準図集（側溝、水路編）」(H12・4 月近畿地区建設技術開発普及推進協議会)（以下、「標準図集」と称す。）で規定する側溝製品の使用に当たっては、品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
7. 当工事での足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省・平成 15 年 4 月）」により、請負者は足場からの墜落事故防止に努めるものとする。
8. 工事カルテ（CORINS）作成、登録について請負者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事については、受注時は

契約後 10 日以内に、変更契約が行われた場合や現場代理人・主任技術者・監理技術者の技術者に変更があった場合は途中変更時登録が必要で、完了時は完了後 10 日以内に登録が必要です。

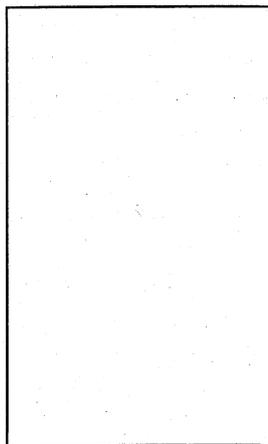
工事実績情報システム (CORINS) に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けなければならない。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

工事写真の貼り方

着手前



着手後



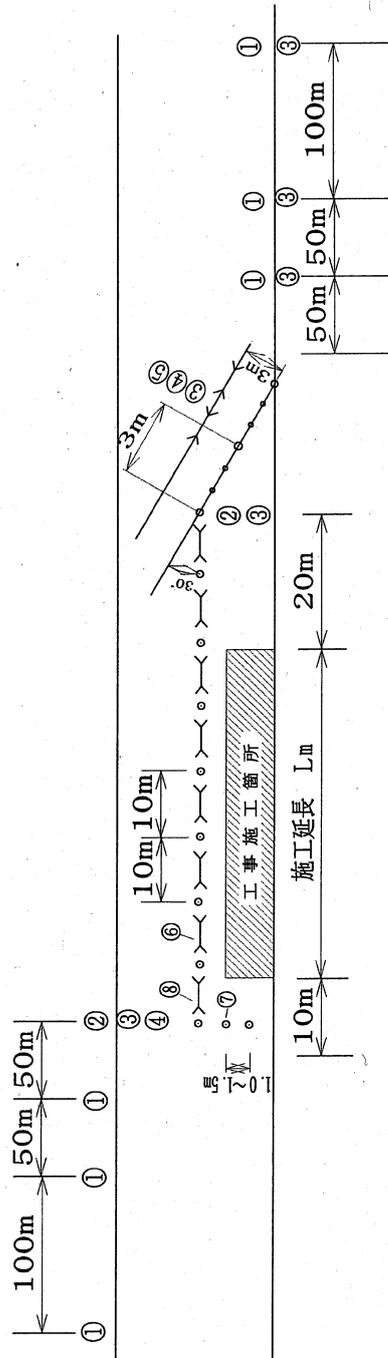
（着手・完成写真撮影に当っては、同一場所より明確な撮影をすること。）

この工事（委託業務）の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはならない。

一般指示事項

1. 道路工事中標示版の字は、丁寧に太書きとする。紙など貼ることなく白ペンキを塗って記入すること。
2. 安全施設等は仕様書に添付した指示通り本数を設置する事。

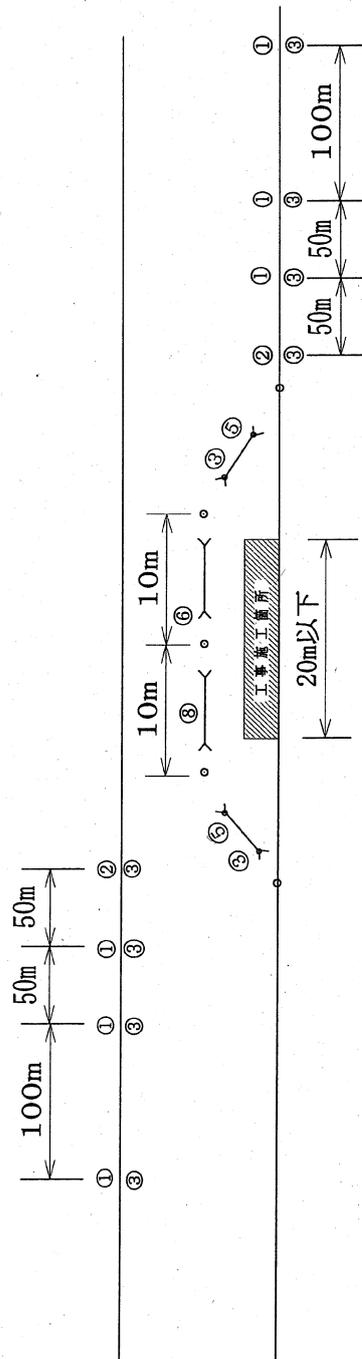
道路工事標準



- ① 工事予告表示板 50m先 2枚 100m先 2枚 200m先 0又は2枚 ⑤ 規制標識(3 1 1 - E)指定方向外進行禁止 1枚
- ② 標示板 (道路工事中) 2枚 ⑥ 保安灯 (L/10+6) 本
- ③ 警戒標識(2 1 3)(工事中) 7又は9枚 ⑦ セーフティコーン 6枚
- ④ 規制標識(3 2 9)(徐行) 2枚 ⑧ バリケード (L/10+5) 本

注: 河川その他の工事に於いても道路を併用する工事は道路工事と見なす
200m先の工事予告標示についてはその都度検討のこと。

短区間の路側工事の場合



- ① 工事予告標示板 50m先 2枚 100m先 2枚 200m先 0又は2枚 5ヶ
- ② 標示板 (道路工事中) 2枚 ⑥ 保安灯 4ヶ
- ③ 警戒標識 (213) (工事中) 8又は10枚
- ⑤ 規制標識 (311-E) 2枚
- ⑧ バリケード

労災保険に関する特記仕様書

本工事においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第74条に従い、現場事務所や工事現場の出入口等、見やすい場所に、「労災保険関係成立票」を掲示してください。

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保 険 関 係 成 立 年 月 日	年 月 日
労 災 保 険 番 号	
事 業 の 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
事 業 主 の 住 所 氏 名	
注 文 者 の 氏 名	
事 業 主 代 理 人 の 氏 名	

40cm

50cm

※ なお、地色は白、文字は黒としてください。

建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

本工事においては、現場事務所や工事現場の出入口等見やすい場所に、次頁に示す「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)のうち、いずれか一方を掲示してください。

※ なお、この標識(シール)は、勤労者退職金共済機構 和歌山県支部で無料配布されています。

標識(シール)の配布先

支部名	所在地	電話	FAX
和歌山	640-8262 和歌山市湊通り丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073(436)1327	073(426)3987

建設業の許可票に関する特記仕様書

本工事においては、現場事務所や工事現場の出入口等見やすい場所に建設業許可の標識を設置してください。

なお、記載様式は建設業法施行規則における別記様式第29号に従ってください。

建設業の許可票

40cm以上	建設業の許可票	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主任技術者の氏名	専任の有無
	資格名	資格者証 交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別	
	許可を受けた建設業	
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
	許可年月日	
	40cm以上	

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行なっている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

工事関係提出書類一覧表

No.	様式名	提出期限	備考	チェック	
				当初	完成
	工事着手届	工事着手の日			
1	工程表	契約締結後14日以内	S49.3.30和歌山県訓令第16号記第5号様式		
2	変更工程表	工期変更協議開始日 または契約書の規定による			
3	下請(委任)通知書	下請の通知を求められた時 施工体制台帳を提出する場合は省略	別記第7号様式		
4	現場代理人等通知書	契約締結後速やかに	別紙第8号様式		
5	経歴書	契約締結後速やかに現場代理人のみ省略	(第8号様式)別紙		
6	現場代理人等変更通知書	変更の時	別紙第9号様式		
7	工期延長請求書	工期延長を必要とする時	別紙第10号様式		
8	損害発生通知書	損害発生後速やかに	別紙第11号様式		
9	完成通知書	工事完成の日	別紙第12号様式		
10	引渡書	引渡の時	別紙第13号様式		
11	請負代金請求書	請求しようとする時	別紙第14号様式		
12	前払金請求書	請求しようとする時	別紙第15号様式		
13	中間前払金請求書	請求しようとする時	別紙第16号様式		
14	既済部分検査請求書	希望日の15日前	工事打合簿(別紙様式第2号)にて 対応し、別記第17号様式を省略		
15	指定部分完成通知書	部分完成の日	別紙第18号様式		
16	指定部分引渡書	引渡の時	別紙第19号様式		
17	事故発生報告書	事故発生後速やかに	別紙 様式第1号		
18	事故報告書(受注用)	事故発生後速やかに	様式-2		
19	記入コード表	事故発生後速やかに			
20	工事打合簿	打合せの都度	別紙 様式第2号		
21	材料確認願	確認を受けようとする時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて 対応し、別記第3号様式を省略		
22	段階確認書	事前に	工事打合簿(別紙様式第2号)にて 対応し、別記第4号様式を省略		
23	立会願	事前に	別紙様式第5号工事打合簿(別紙様式第2号)にて 対応し、別紙様式第5号を省略		
24	現場発生品調書	発生品引渡しの時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて 対応し、別記第6号様式を省略		
25	工事材料確認書	使用前に	別紙様式第7号にて		
26	材料品質証明資料	必要の都度及び工事完成時	別紙様式第8号にて		
27	施工計画	工事着手までに 工期及び数量のみの変更の場合は省略			
28	施工体制台帳(作成例)	下請け契約締結後速やかに	下請け金額にかかわらず提出		
29	施工体系図(作成例)	下請け契約締結後速やかに	下請け金額にかかわらず提出		
30	再下請通知書(作成例)	下請け契約締結後速やかに	下請け金額にかかわらず提出		
31	現場組織表	施工計画書に添付	様式1-1、様式1-2		
32	再生資源利用計画書	施工計画書に添付	建設副産物情報交換システム (COBRIS)による		
	再生資源利用促進計画書	施工計画書に添付			
	再生資源利用実施書	必要の都度及び工事完成時			
	再生資源利用促進実施書	必要の都度及び工事完成時			
33	工事カルテ受領書写	契約後・変更後・完成後の10日以内			
34	出来型管理関係図書	必要の都度及び工事完成時			
35	品質管理関係図書	必要の都度及び工事完成時			
36	工事記録写真	必要の都度及び工事完成時	現地で確認できる部分の写真 は省略		
-	工事日誌	提出を求められた時			
-	建退共掛金収納書	契約締結後1ヵ月及び完成時			
-	建設廃棄物処理委託契約書(写)				

注) 1. 施工計画書等を提出する際には、「工事打合簿」を表紙とする

2. 和歌山県技術調査課 ホームページを参照

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

工事番号	種		延長数量		歩合	月		月		月		月		受注者	監督員	年 月 日から 年 月 日まで	備 考
	種	種	数量	歩合		10	20	10	20	10	20	10	20				
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													
				8 6 4 2													

【注】工事内容に応じ、ネットワーク式とする

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

Ⓜ

下請負(委任)通知書

年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した下記工事について、工

事の一部を下記に $\left(\begin{array}{l} \text{請負わせる} \\ \text{委任する} \end{array} \right)$ ので建設工事請負契約書第 7 条の規定により
通知します。

記

1. 工事年度番号及び工事番号 年度 第 号
2. 工事名
3. 下請負等に付する部分の概要及び予定工事量
4. 下請負人等の住所、商号又は名称、資格
5. 下請負人等業種、工期、金額
6. 現場担当責任者の氏名
7. 下請負等に付する理由

円

備考

1. 施工体制台帳を提出する場合は、この様式の提出を省略する。

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

㊞

現場代理人等通知書

工事年度及び工事番号 年度 第 号

工 事 名

年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて建設工事請負契約書第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

区 分	氏 名
現場代理人	
[]主任技術者	
[]監理技術者	
専門技術者	

備考

- 1 該当する技術者以外については、抹消すること。
- 2 建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合は、主任技術者でなく監理技術者とする。
- 3 特定工事を自ら施工するときは、専門技術者を選任すること。
- 4 []の部分には、建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合に「専任」の字句を記入する。
ただし、当該工事が同法第 26 条第 4 項の工事にも該当する場合には、[]の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

別紙

経歴書()

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

学 歴
1. 年 月(最終学歴)

資 格
1. 年 月

職 歴
1. 年 月
2. 年 月
3. 年 月

工事経歴
1. 年 月
2. 年 月
3. 年 月

備考

1. 表題の()には、主任技術者等該当するものの名称を記載する。
2. 最終学歴は、専攻科目まで記載する。
3. 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載する。
4. 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載する。
5. 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
6. 現場代理人はこの経歴書の提出を省略する。

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

印

現場代理人等変更通知書

工事年度及び工事番号 年度 第 号

工事名

年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した上記工事の

現場代理人
〔 〕主任技術者
〔 〕監理技術者
専門技術者

を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて建設工事請負契約書

第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 新任者
2. 旧任者
3. 理由

備考

1. 該当する事項以外については、抹消すること。
2. 別記第 8 号様式の別紙による経歴書を添付すること。
3. 〔 〕の字句の記入については、別記第 8 号様式の備考 4 によること。

別記第10号様式（第8条関係）

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住 所
氏 名 印

工 期 延 長 請 求 書

年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した下記の工事について、建設工事請負契約書第22条の規定により、下記のとおり工期の延長を請求します。

記

- | | | | | |
|---|------------|--------|-------|-----|
| 1 | 工事年度及び工事番号 | 年度 | 第 | 号 |
| 2 | 工事名 | | | |
| 3 | 請負代金額 | ¥ | <hr/> | |
| 4 | 工期 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |
| 5 | 延長日数年月日 | 日 間 | | |
| | | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 理由 | 別紙のとおり | | |

備考

別紙理由は、具体的に記入するとともに参考となる書類を添付すること。

別記第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住 所
氏 名

印

損 害 発 生 通 知 書

1	工事年度及び工事番号	年度	第	号
2	工事名			
3	請負代金額	<u>¥</u>		
4	契約年月日	年	月	日
5	工期	年	月	日から
		年	月	日まで

上記工事について、下記のとおり損害を生じたので、建設工事請負契約書第 30 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 損害発生前及び損害の概要
- 2 損害の内訳数量
- 3 損害発生状況を示す現場写真

別記第 13 号様式(第 8 条関係)

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

印

引渡書

1. 工事年度及び工事番号

年度 第 号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期

年 月 日から
年 月 日まで

上記工事は、 年 月 日工事完成検査に合格したので工事目的物を引き渡します。

別記第14号様式（第8条関係）

請 負 代 金 請 求 書

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替 指定銀行		預金種別	
	店	預金名義人	

下記工事請負代金として、上記金額を上記銀行の預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ 印

(支払決定権者)

_____ 様

契 約 概 要	工事年度及び工事番号	年度	第	号
	工 事 場 所	市 郡	町 村	地内
	工 事 名	工事		
	請 負 代 金 額	円		
既 受 領 額 明 細	前払金（中間前払金を含む。）	円		
	前回までの部分払	円		
	同上出来高率	%		

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。

別記第 15 号様式(第 8 条関係)

前払金請求書									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 口座振替指定銀行 銀行 店 </div>									
<p>下記工事請負代金の前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p> <p>(支払決定権者) _____ 様</p>									
契約概要	工事年度及び工事番号			年度 第 号					
	工 事 場 所			市 郡		町 村		地内	
	工 事 名			工 事					
	請 負 代 金 額			円					
	契約により定めた前払限度額			円					

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。

別記第 16 号様式(第 8 条関係)

中間前払金請求書									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 口座振替指定銀行 銀行 店 </div>									
<p>下記工事請負代金の中間前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p> <p>(支払決定権者) _____ 様</p>									
契約概要	工事年度及び工事番号			年度 第 号					
	工 事 場 所			市 郡		町 村		地内	
	工 事 名			工 事					
	請 負 代 金 額			円					
	中間前払金を請求することのできる金額は請負代金額の10分の2以内とし、前払金との合計額が請負代金額の10分の6以内であること。								

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

印

既済部分検査請求書

下記工事の既済部分(第 回)検査を請求します。

記

1. 工事年度及び工事番号 年度 第 号

2. 工事名

3. 請負代金額 ￥ _____

(出来高予定額)

〔 年度 ￥ _____
年度 ￥ _____

4. 契約年月日 年 月 日

5. 工期 年 月 日から
年 月 日まで

6. 検査希望年月日 年 月 日

7. 検査実施場所

備考

債務負担行為に係る工事の場合は、出来高予定額を記載すること。

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

印

指定部分完成通知書

下記工事の指定部分は、 年 月 日に完成したので通知します。

記

1. 工事年度及び工事番号 年度 第 号

2. 工事名

3. 工期 年 月 日から
年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥ _____

(出来高予定額)

年度 ¥ _____

年度 ¥ _____

5. 指定部分工期 年 月 日から
年 月 日まで

6. 指定部分に対する請負代金相当額 ¥ _____

備考

債務負担行為に係る工事の場合は、出来高予定額を記載すること

別記第 19 号様式(第 8 条関係)

年 月 日

日高川町長 様

受注者 住所
氏名

印

指定部分引渡書

1. 工事年度及び工事番号 年度 第 号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期 年 月 日から
年 月 日まで

上記工事の指定部分は、 年 月 日既済部分検査に合格したので指定部分に係る工事目的物を引き渡します。

年度 事故報告書【受注者用】(2/4)

重機事故用
【受注者用】
様式-2 (2)

事故当事者 氏名	被災者				加害に関与した者			
	1. 男 (□□)年 (□□□)日	2. 女 (□□)年 (□□□)日						
現場経験年数	1. 無し 2. 有り				1. 無し 2. 有り			
入場日数	1. 無し 2. 有り				1. 無し 2. 有り			
事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入								
事故当事者の情報	1. 元請 2. 下請社員 3. 季節労働者 4. 第3者							
雇用形態 (第3者は除く)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他							
給与形態 (第3者は除く)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他							

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式	17	浚渫(しゅんせつ)
02	土木一式(PC)	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工(法面)	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物(鋼橋上)	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

会社名	元請け・下請け (30文字以内)				
	1. 元請け	2. 下請け (□次)			
事故の原因となった者の所属する会社の規模	建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数
	1位	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
	2位	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
	3位	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
	4位	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
5位	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	
上記以外の□所有者の合計人数	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
合計	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
事故歴の有無とその内容(過去5年)	1. 無し 2. 有り(有りのとき、その内容を記入)(160文字)				

・事故の原因となった者(加害者、自災者、被災者等)の所属する会社の、工事種類別有資格者数が多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点等(「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、(財)建設業情報センターのHome page (<http://www.caic.or.jp/>)からこれを検索することも可能である。
 ・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式-2(2)」をコピーし上記表(事故の原因となった者の所属する会社の規模)のみを記入し、提出する。

事故報告書には、一般事故報告書(三重大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【受注者用】

重機請負

年度 事故報告書 【受注者用】 (3/4)

様式一2(3)

現場全体	安全教育コード (a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する)	対象者 新規入場者・作業変更者 作業員 その他	a 内容 (複数回答可) () () () その他 []	b 教材 (複数回答可) () () () その他 []	c 実施頻度 () () () その他 []
	内容 (250文字)				
当該作業	安全教育コード (a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する)	対象者 新規入場者・作業変更者 作業員 その他	a 内容 (複数回答可) () () () その他 []	b 教材 (複数回答可) () () () その他 []	c 実施頻度 () () () その他 []
	内容 (250文字)				
現場全体	安全対策コード (最も重点をおいた項目の上位3つをコード番号7から記入する)	ソフト面: () () () その他 [] ハード面: () () () その他 []	(33文字) (33文字)		
	内容 (160文字)				
当該作業	安全対策コード (最も重点をおいた項目の上位3つをコード番号7から記入する)	ソフト面: () () () その他 [] ハード面: () () () その他 []	() ()	事故後の現場全体の措置改善事項等 (250文字)	
	内容 (160文字)				
現場全体	安全点検コード (最も重点をおいた項目の上位3つをコード番号8から記入する)	1. 人的面: () () () その他 [] 2. 物的面: () () () その他 [] 3. 管理面: () () () その他 [] 4. 環境面: () () () その他 []	(29文字) () () ()		
	内容 (160文字)				
当該作業	安全点検コード (最も重点をおいた項目の上位3つをコード番号8から記入する)	1. 人的面: () () () その他 [] 2. 物的面: () () () その他 [] 3. 管理面: () () () その他 [] 4. 環境面: () () () その他 []	(29文字) () () ()	事故後の当該作業の措置改善事項等 (160文字)	
	内容 (160文字)				

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【受注者用】

重機請負

年度 事故報告書【受注者用】(4/4)

様式-2(4)

施工体系図

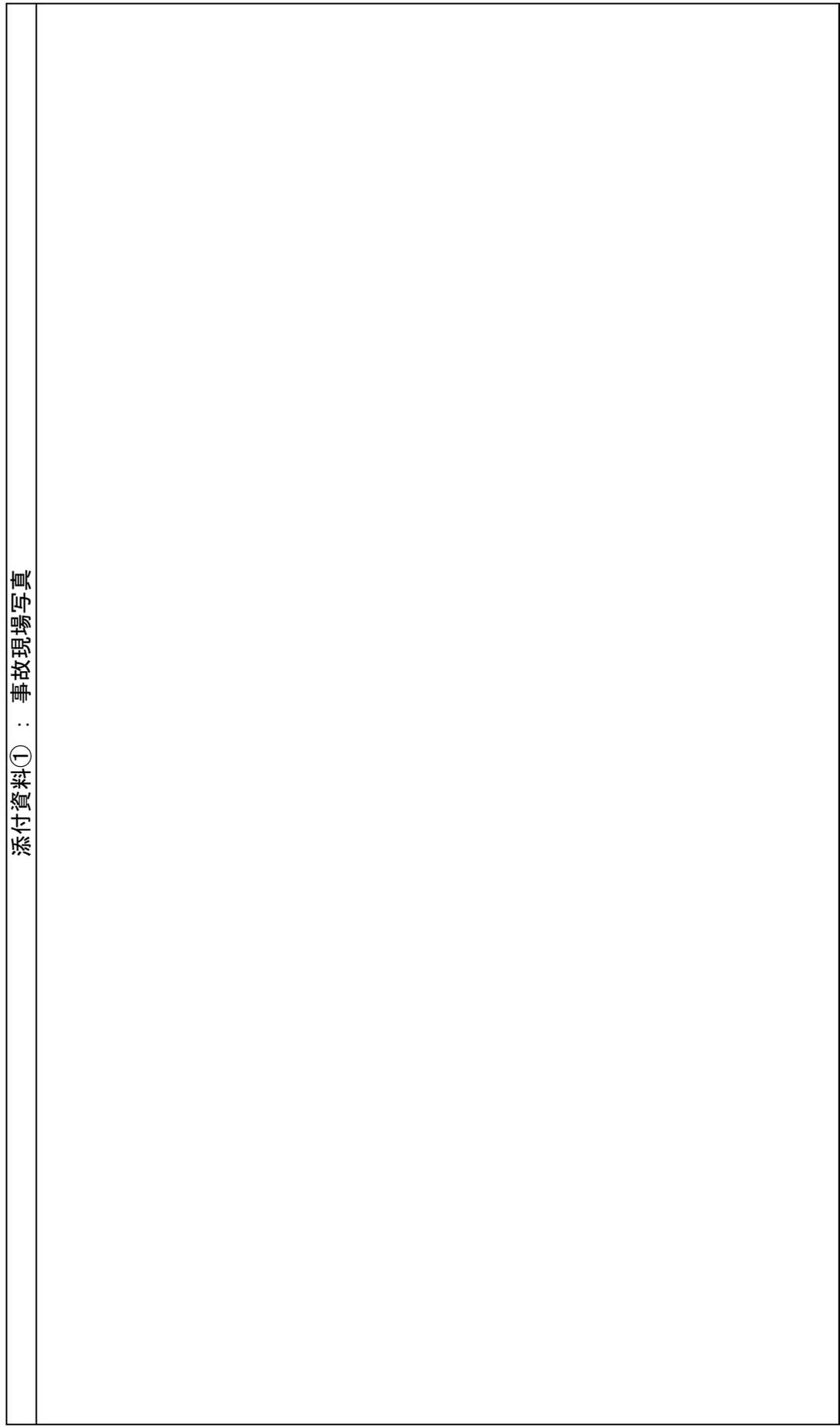
(無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【受注者用】

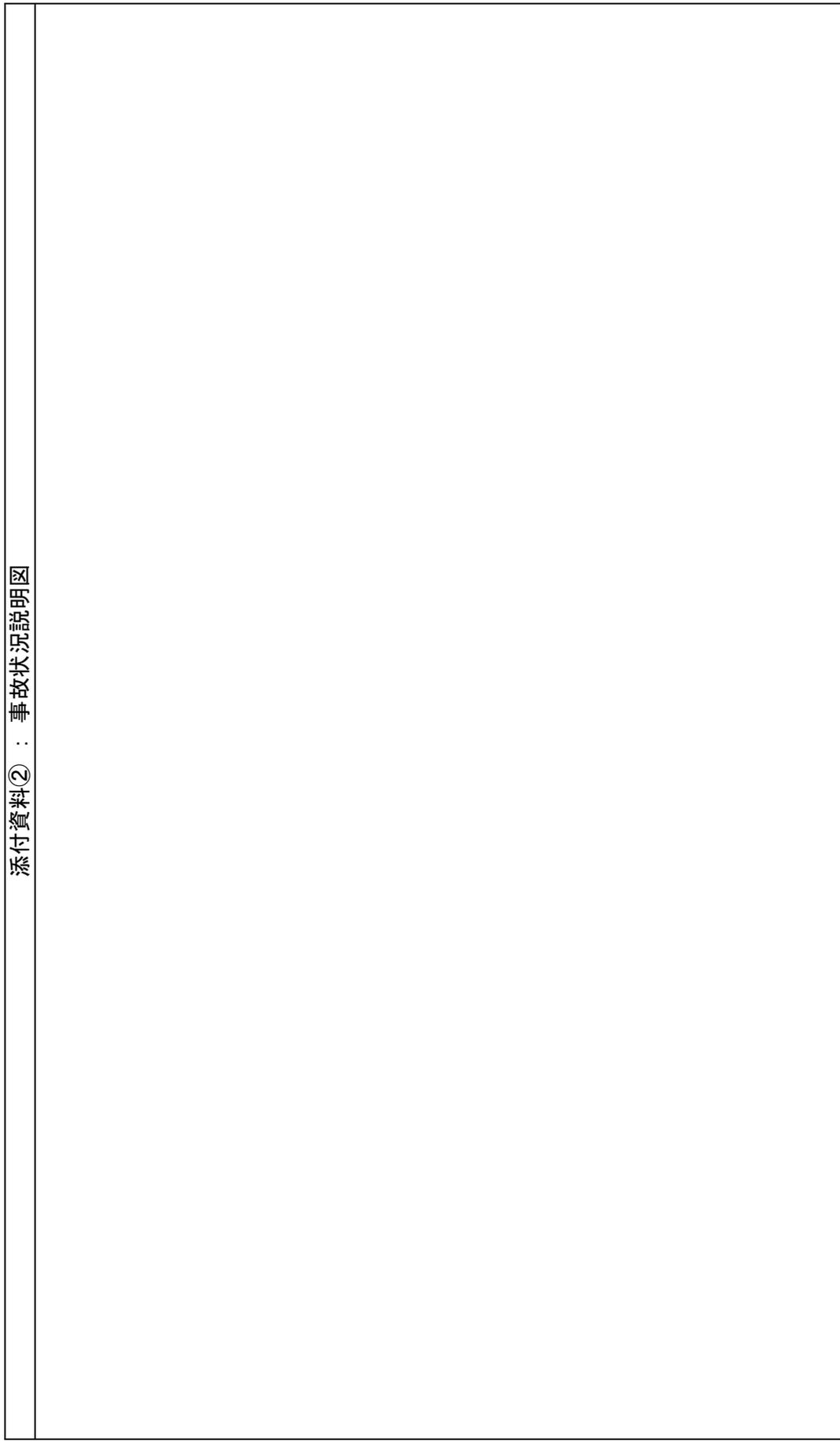
重機請負

添付資料①：事故現場写真



事故報告書には、一般事故報告書(三重大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書、交通事報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料②：事故状況説明図

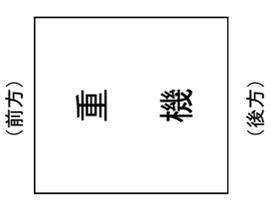
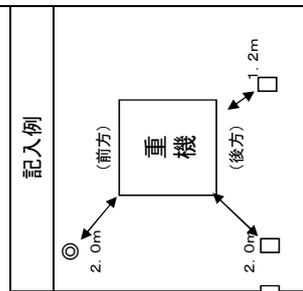


(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三重大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【受注者用】

重機請負

<p>添付資料③-1：事故状況平面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">◎</td> <td>常時配置していた誘導員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td>配置していたが、事故発生時には現場を離れていた誘導員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>従業員 (被災者)</td> </tr> </table> <p>凡例</p> <p>記号(右の凡例参照)を使用して、下の重機のまわりに配置状況を図示する。 * 右下の記入例参照</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>記入例</p> </div>	◎	常時配置していた誘導員	△	配置していたが、事故発生時には現場を離れていた誘導員	□	従業員 (被災者)	<p>添付資料③-2：事故状況断面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)</p>
◎	常時配置していた誘導員						
△	配置していたが、事故発生時には現場を離れていた誘導員						
□	従業員 (被災者)						

(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

年度 事故報告書【受注者用】(2/4)

墜落事故用
【受注者用】
様式-2 (2)

事故当事者 氏名	被災者				加害に関係した者			
	1. 男 (□□)年 (□□□)日	2. 女 (□□)年 (□□□)日	1. 男 (□□)年 (□□□)日	2. 女 (□□)年 (□□□)日	1. 男 (□□)年 (□□□)日	2. 女 (□□)年 (□□□)日	1. 男 (□□)年 (□□□)日	2. 女 (□□)年 (□□□)日
現場経験年数	1. 無し 2. 有り				1. 無し 2. 有り			
入場日数	1. 無し 2. 有り				1. 無し 2. 有り			
事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入								
社員・季節労働者等の別	1. 元請 2. 下請社員 (□次) 3. 季節労働者 4. 第3者							
雇用形態 (第3者は除く)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他							
給与形態 (第3者は除く)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他							

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式	17	浚渫 (しゅんせつ)
02	土木一式 (PC)	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	どび土工	22	内装仕上げ
07	どび土工 (法面)	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	健具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物 (鋼橋上)	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

事故の原因となった者の所属する会社の規模	会社名 (30文字以内)							
	元請け・下請け	1. 元請け	2. 下請け (□次)	1級	2級	その他	技術職員数	評点Z
当該会社 有資格者数	1位 [□]	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
工事の種類(右コード参照)とその人数を、多い順に上位5つまで記入	2位 [□]	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	3位 [□]	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	4位 [□]	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	5位 [□]	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	上記以外の口所有者の合計人数	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	合計	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
事故歴の有無とその内容 (過去5年)	1. 無し 2. 有り (有りのとき、その内容を記入) (160文字)							

・事故の原因となった者(加害者、被災者等)の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、(財)建設業情報センターのHome page (<http://www.cite.or.jp>)からこれを検索することも可能である。
 ・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式-2(2)」をコピーし上記表(事故の原因となった者の所属する会社の規模)のみを記入し、提出する。

墜落事故用
【受注者用】

墜落請負

年度 事故報告書【受注者用】(4/4)

様式-2(4)

施工体系図

(無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【受注者用】

墜落請負

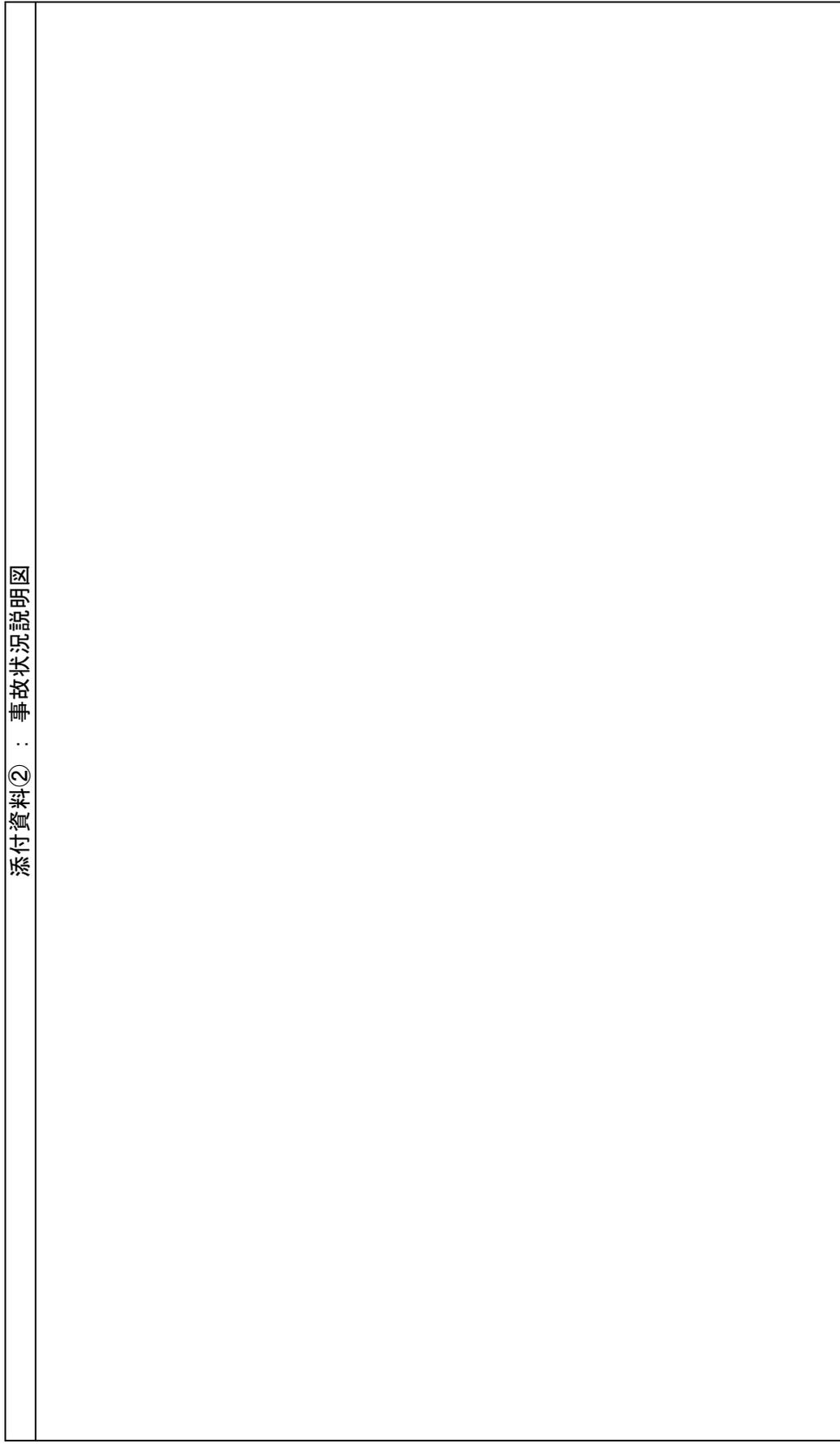
添付資料①：事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【受注者用】

墜落請負

添付資料②：事故状況説明図



(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【受注者用】

墜落請負

添付資料③-1：事故状況平面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)	添付資料③-2：事故状況断面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)

(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【受注者用】
様式一2 (2)

年度 事故報告書【受注者用】(2/4)

事故当事者		被災者				加害に関与した者	
氏名	性別	1. 男	2. 女	1. 男	2. 女	1. 男	2. 女
現場経験年数	()年						
入場日数	()日						
事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入	1. 無し 2. 有り						
社員・季節労働者等の別	1. 元請 2. 下請社員 3. 季節労働者 4. 第3者						
雇用形態 (第3者は除く)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他						
給与形態 (第3者は除く)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他						

事故の原因となった者の所属する会社の規模	元請け・下請け (30文字以内)				
	1. 元請け	2. 下請け (口次)			
当該会社 有資格者数 工事の種類(1~5位まで記入)	1位	建設工事の種類	1級	2級	その他
	2位	()	()	()	()
	3位	()	()	()	()
	4位	()	()	()	()
	5位	()	()	()	()
上記以外の口所有者の合計人数	()人	()人	()人	()人	()人
事故歴の有無とその内容 (過去5年)	合計				
	1. 無し 2. 有り (有りのとき、その内容を記入) (160文字)				

・事故の原因となった者(加害者、自災者、被災者等)の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評価Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、(財)建設業情報センターのHome page [http://www.eic.or.jp]からこれを検索することも可能である。

・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式一2(2)」をコピーし、上記表(事故の原因となった者の所属する会社の規模)のみを記入し、提出する。

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式	17	浚渫(しゅんせつ)
02	土木一式(PC)	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工(法面)	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	塵糧	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物(鋼橋上)	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墮落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【受注者用】

交通請負

年度 事故報告書【受注者用】(4/4)

様式-2(4)

施工体系図 (無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【受注者用】

交通請負

添付資料①：事故現場写真

--

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料②： 事故状況説明図 (保安施設・交通整理員配置状況図)					
<p>一般車両によるもらい事故(作業員・交通整理員被災または、物損事故)の場合、「一般車両の動作状況」に該当する番号に○をつける。(操作マニュアルの参考図を参照)</p> <p style="text-align: center;">一 般 車 両 の 動 作 状 況</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事区域内に向けて直進進入 2. 工事区域内に対して側面進入 3. 通行可能斜線走行中 4. 規制終了後の斜線変更時 5. 歩道進入 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 6. 交差点右左折 7. 交差点直進 8. その他(内容を下記に記入) (90文字) </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事区域内に向けて直進進入 2. 工事区域内に対して側面進入 3. 通行可能斜線走行中 4. 規制終了後の斜線変更時 5. 歩道進入 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 交差点右左折 7. 交差点直進 8. その他(内容を下記に記入) (90文字) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">記入記号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○：現場作業員 ◎：交通整理員</td> </tr> </table>	記入記号	○：現場作業員 ◎：交通整理員
<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事区域内に向けて直進進入 2. 工事区域内に対して側面進入 3. 通行可能斜線走行中 4. 規制終了後の斜線変更時 5. 歩道進入 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 交差点右左折 7. 交差点直進 8. その他(内容を下記に記入) (90文字) 				
記入記号					
○：現場作業員 ◎：交通整理員					
事故発生前					
事故発生後					

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【受注者用】

交通請負

添付資料③一1 : 事故状況平面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)	添付資料③一2 : 事故状況断面図 (事故のポイントとなる部分を明示して下さい)

(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用(三大多発事故以外)
 年度 事故報告書【受注者用】(2/4)
 様式-2(2)

事故当事者	被災者				加害に関与した者			
	氏名	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日	1. 男 2. 女 ()年 ()月 ()日
現場経験年数								
入場日数								
事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入								
事故当事者の情報								
1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請	1. 元請
2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員	2. 下請社員
3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者	3. 季節労働者
4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者	4. 第3者
雇用形態 (第3者は除く)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他							
給与形態 (第3者は除く)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他							

左表の「建設工事の種類」のコード数

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式	17	浚渫(しゅんせつ)
02	土木一式(PC)	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工(法面)	22	内装仕上げ
07	とび土工(法面)	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物(鋼橋上)	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

会社名	(30文字以内)				
	1. 元請け	2. 下請け(口次)	1級	2級	その他
元請け・下請け	建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数
1位	()	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
2位	()	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
3位	()	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
4位	()	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
5位	()	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
上記以外の口所有者の合計人数		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
合計		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人
1. 無し 2. 有り(有りのとき、その内容を記入)(160文字)					
事故歴の有無とその内容 (過去5年)					

・事故の原因となった者(加害者、自災者、被災者等)の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評価点等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、(財)建設業情報センターのHome page (<http://www.cic.or.jp>)からこれを検索することも可能である。
 ・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式-2(2)」をコピーし上記表(事故の原因となった者の所属する会社の規模)のみを記入し、提出する。

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用(三大多発事故以外)
【受注者用】

年度 事故報告書【受注者用】(4/4)

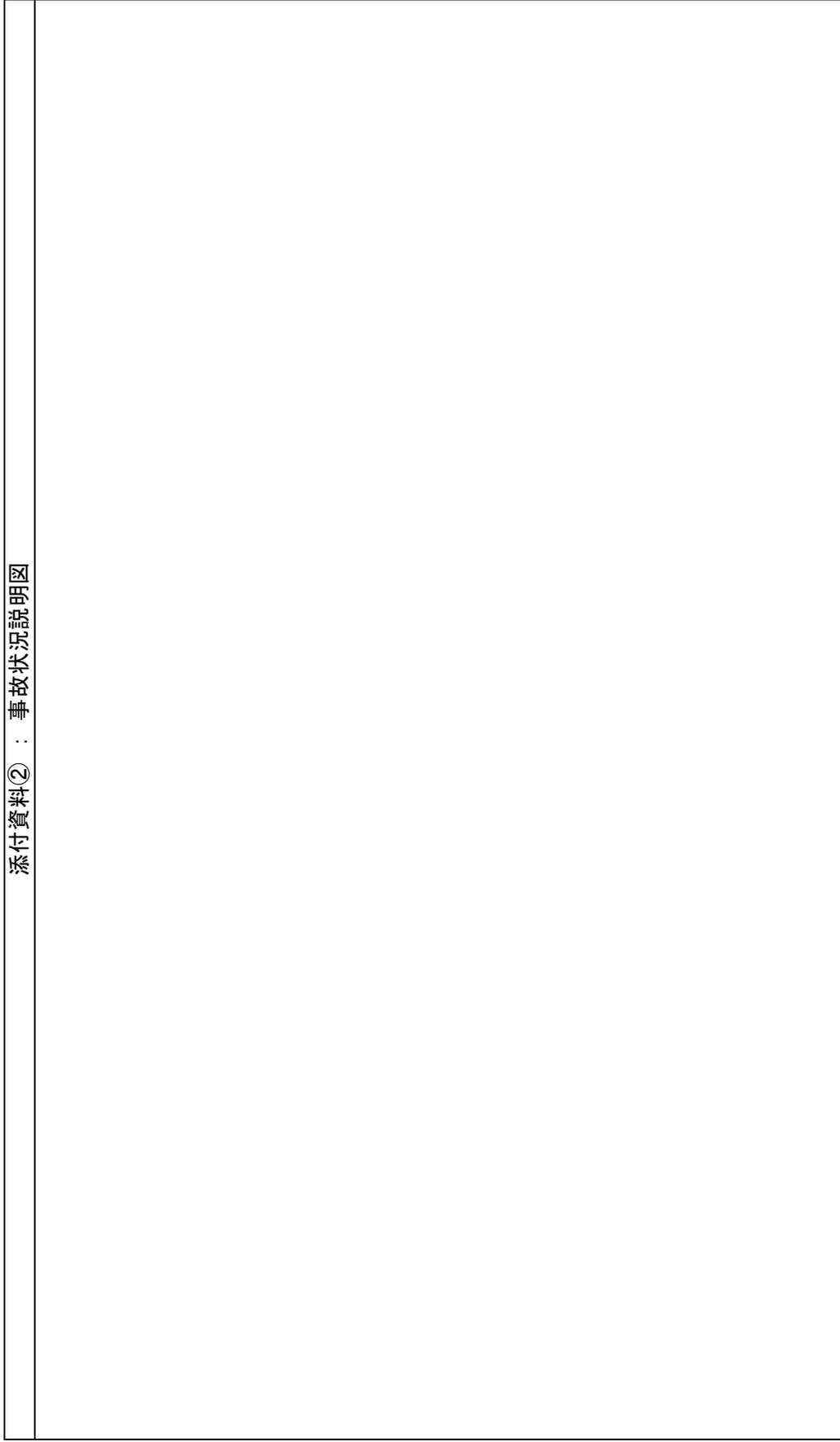
様式-2(4)

施工体系図 (無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用(三大多発事故以外)
【受注者用】

添付資料②：事故状況説明図



(* 図中に寸法を明記すること)

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用(三大多発事故以外)
【受注者用】

添付資料①：事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類があります。該当する報告書を提出して下さい。

事故報告書の記入コード表〔愛注者川〕

大臣・知事コード一覧表（表1）

コード	知事	知事	コード	支庁
00	建設大臣	三重県知事	24	石狩支庁
01		滋賀県知事	25	渡島支庁
02	青森県知事	京都府知事	26	松山支庁
03	岩手県知事	大阪府知事	27	後志支庁
04	宮城県知事	兵庫県知事	28	空知支庁
05	秋田県知事	奈良県知事	29	上川支庁
06	山形県知事	和歌山県知事	30	留萌支庁
07	福島県知事	鳥取県知事	31	宗谷支庁
08	茨城県知事	島根県知事	32	網走支庁
09	栃木県知事	岡山県知事	33	胆振支庁
10	群馬県知事	広島県知事	34	日高支庁
11	埼玉県知事	山口県知事	35	十勝支庁
12	千葉県知事	徳島県知事	36	釧路支庁
13	東京都知事	香川県知事	37	根室支庁
14	神奈川県知事	愛媛県知事	38	
15	新潟県知事	高知県知事	39	
16	富山県知事	福岡県知事	40	
17	石川県知事	佐賀県知事	41	
18	福井県知事	長崎県知事	42	
19	山梨県知事	熊本県知事	43	
20	長野県知事	大分県知事	44	
21	岐阜県知事	宮崎県知事	45	
22	静岡県知事	鹿児島県知事	46	
23	愛知県知事	沖縄県知事	47	

役職コード表（表3）

コード	現場代理人	役職	コード	役職
01			06	安全衛生管理者
02	監理技術者		07	職長
03	主任技術者		08	安全巡視員
04	総括安全衛生管理者		50	作業員
05	元方安全衛生管理者			

行動区分コード表（表4）

分類	コード	内容
当該作業実施業者 以上の階層の業者	01	当該作業現場において、作業全体を監督していた。
	02	当該作業現場において、他の作業の安全点検をしていた。
	03	当該作業現場において、作業全体の進捗状況を確認していた。
	04	当該作業現場において、当該作業を監督していた。
	05	当該作業現場において、当該作業の安全点検を実施していた。
	06	工事現場にはいたが、当該作業現場にはいなかった。
当該作業現場の責任者（職長、安全衛生責任者、作業責任者等）	07	当日は、不在であった。
	08	その他
	09	当該作業現場において、作業全体を監督していた。
	10	当該作業現場において、別作業の指示・監視をしていた。
	11	当該作業現場において、当該作業を指示・監督していた。
	12	当該作業現場から離れて、他の作業を指示・監督していた。
	13	工事現場にはいたが、当該作業現場にはいなかった。
	14	当日は、不在であった。
	15	その他
	当該作業現場、他の作業現場の作業員	16
17		被災者の近くで別作業をしていた。
18		被災者とは離れて別作業をしていた。
19		その他

事故報告書の記入コード表〔受注者用〕

要因コード表（表2）

共通要因・人的要因

共通 要因	A	危険だと思わなかった。
	B	危険だと思っていたが、大丈夫だろうと思 って危険な行動をとった。
	C	危険だと思っていたが、誤った知識による (危険な) 行動をとった。
	D	危険だと思っていたが、無意識(うっかり) による行動をとった。

人的要因

規律の無視行為・危険な行為	01	機械・装置等の操作取り扱いを誤った。
	02	資格が無いのにやった。
	03	指示、命令を守らなかった。
	04	作業標準を守らなかった。
	05	安全装置をはずした、無効にした。
	06	機械・装置等を指定外の方法で使った。
	07	防護物・保護具を使用しなかった。
	08	機械・装置等を不安全に動かした。
	09	準備段階点検、確認を怠った。
	10	欠陥のある機械・装置、工具、用具等を用 いた。
	11	機械・装置を不安全な状態にして放置した。
	12	工具、用具、材料等を不安全な場所に置い た。
肉体的精神的要因	13	油断、軽視した。
	14	放心、考えごとをしていた。
	15	気持ちがあせっていた。
	16	勘違い判断をした。
	17	危険を知らずにやった。
	18	熱中して判らなかつた。
	19	よそ見をしていた。
	20	身体の調子が悪かった。
共同作業上の行為	21	連絡合図がなかった。
	22	連絡合図が不明瞭だった。
	23	合図、合言葉を統一していなかった
	24	相手の動作を確認しなかった
	25	合図を勘違いした。
不安定な位置・姿勢	26	危険有害な場所に入った。
	27	不安全な場所へのった。
	28	動いている機械、装置等に接近または触 れた。
	29	つり荷に触れ、下に入りまたは近づいた。
	30	確認なしに崩れやすい物に寄りまたは触れ た。
	31	無理な姿勢で作業した。
	32	服装が不適だった。
	33	保護具の選択、使用方法を誤った。
その他	23	その他の不安全行為があった
99	その他	

物的要因

物 自 体 の 欠 陥	01	設計構造が悪かった。	
	02	機械・器具の材料に欠陥があった。	
	03	機械・器具に欠陥があった。	
	04	安全度が不足だった。	
	防 護 設 備 ・ 保 護 具 の 欠 陥	05	危険防止設備が欠陥・未設置だった。
		06	開口部覆い・手摺等防止設備に欠陥があった。
		07	作業床等防止設備に欠陥・未設置があった。
		08	水平・垂直養生が欠陥・未設置だった。
		09	安全帯取付け設備が欠陥・未設置だった。
		10	安全通路・昇降設備に欠陥・未設置だった。
		11	ステージ・構台・ローリングタワーに欠陥があっ た。
		12	梯子・脚立等に欠陥があった。
		13	飛来落下防護が欠陥・未設置だった。
		14	投下設備の設置が欠陥・未設置だった。
		15	安全装置が不適、不良だった。
		16	防火設備に欠陥・不備があった。
		17	安全標識がなかった。
		18	保護具が不適・不足だった。
		19	保護具が不良だった。
作 業 周 辺 の 欠 陥	20	不安全に物が置いてあった。	
	21	物を置いた場所が悪かった。	
	22	作業場が狭かった。	
	23	作業場の整理が悪かった。	
	作 業 環 境 の 欠 陥	24	照明が不良だった。
		25	換気が悪かった。
		26	振動があった。
		27	騒音があった。
		28	粉塵が多かった。
		29	酸欠状態だった。
		30	ガスが存在していた。
		31	交通量が多かった。
		32	天候条件が悪かった(雨・風・雪等)。
		33	地形条件が悪く、見通しが悪かった。
		34	作業環境項目を測定していなかった。
35		その他の作業環境に欠陥があった。	
他		99	その他

管理的要因

教 育 指 導 の 欠 陥	01	作業方法を教えていなかった。	
	02	危険な有害作業の教育が不十分だった。	
	03	基礎心得の教育・訓練が不十分だった。	
	04	理解度の確認が不十分だった。	
	05	教育訓練体制が不備であった。	
	施 工 計 画 の 欠 陥	06	施工計画・作業標準が不備だった。
		07	作業の安全指示が不適切だった。
		08	作業員の配置に能力・人員数で無理があった。
		09	施工体制台帳に不備があった。
		10	指揮者、誘導員をつけていなかった。
		11	安全対策費用が不十分だった。
		12	各種安全活動が不備だった。
		13	適切な技術者の配置に不備があった
		14	無資格者にやらせた。
		15	事前調査・資料調査が不十分だった。
安 全 管 理 体 制 の 欠 陥	16	現場施工条件変化に不適切に対応した。	
	17	下請け指導が不適切だった。	
	18	緊急通報体制が未確立・不備であった。	
	19	安全施設・安全標識の点検不足だった。	
	20	隣接工区との連携に不備があった。	
	21	責任者が日常巡視をしていなかった。	
	22	周辺地域への周知に不備があった。	
	23	資格者のチェックをしていなかった。	
	24	気象条件の収集と対応をしなかった。	
	25	安全管理体制に欠陥があった。	
	26	工事現場出入口付近での交通事故防止対策を しなかった。	
	27	作業中止の基準を定めていなかった。	
	28	健康診断を実施していなかった。	
	29	危険物の管理に欠陥・不備があった。	
そ の 他	30	現場内連絡調整が不備だった。	
	31	工程に無理があった。	
99	その他		

資格・免許コード表（表5）

コード	資格・免許分類	コード	資格・免許分類	コード	資格・免許分類
001	級建設機械施工技士	044	工場板金（2級）	082	プレス機械作業主任者
002	二級建設機械施工技士	045	板金（建築板金作業）・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）	083	乾燥設備作業主任者
003	級土木施工管理技士	046	板金（建築板金作業）・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）	084	コンクリート破砕器作業主任者
004	級土木施工管理技士	047	板金・板金工・打出し板金（1級）	085	地中の掘削作業主任者
005	級建築施工管理技士	048	板金・板金工・打出し板金（2級）	086	土止め支保工作業主任者
006	二級建築施工管理技士	049	かわらぶき・スレート施工（1級）	087	すい道等の掘削等作業主任者
007	級電気工事施工管理技士	050	かわらぶき・スレート施工（2級）	088	すい道等の掘削作業主任者
008	二級電気工事施工管理技士	051	ガラス施工（1級）	089	採石のための掘削作業主任者
009	級管工事施工管理技士	052	ガラス施工（2級）	090	はい作業主任者
010	二級管工事施工管理技士	053	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	091	船内荷役作業主任者
011	級造園施工管理技士	054	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	092	型わく支保工の組立て等作業主任者
012	二級造園施工管理技士	055	建築塗装・建築塗装工（1級）	093	足場の組立て等作業主任者
013	級建築士	056	建築塗装・建築塗装工（2級）	094	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
014	二級建築士	057	金属塗装・金属塗装工（1級）	095	鋼橋架設等作業主任者
015	木造建築士	058	金属塗装・金属塗装工（2級）	096	木造建築物の組立て等作業主任者
016	第一種電気工事士	059	噴霧塗装（1級）	097	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
017	第二種電気工事士	060	噴霧塗装（2級）	098	コンクリート橋架設等作業主任者
018	電気主任技術者（第1種～第3種）	061	骨製作・骨工（1級）	099	ボイラー船付工事作業主任者
019	建築大工（1級）	062	骨製作・骨工（2級）	100	第一種圧力容器取扱作業主任者
020	建築大工（2級）	063	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	101	特定化学物質等作業主任者
021	左官（1級）	064	施工仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	102	鉱作業者
022	左官（2級）	065	熱絶縁施工（1級）	103	四アルキル鉛等作業主任者
023	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）	066	熱絶縁施工（2級）	104	酸素欠乏危険作業主任者
024	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（2級）	067	組立製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	105	有機溶剤作業主任者
025	空気調和設備配管（1級）	068	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	106	第一種衛生管理者
026	空気調和設備配管（2級）	069	造園（1級）	107	第二種衛生管理者
027	給排水衛生設備配管（1級）	070	造園（2級）	108	衛生工学衛生管理者
028	給排水衛生設備配管（2級）	071	防水施工（1級）	109	特級ボイラー技士
029	配管・配管工（1級）	072	防水施工（2級）	110	一級ボイラー技士
030	配管・配管工（2級）	073	さく井（1級）	111	二級ボイラー技士
031	タイル張り・タイル張り工（1級）	074	さく井（2級）	112	特定第一種圧力容器取扱作業主任者
032	タイル張り・タイル張り工（2級）	075	高圧室内作業主任者	113	発破技士
033	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	076	ガス溶接作業主任者	114	揚貨装置運転士
034	築炉・築炉工（2級）	077	林業製材作業主任者	115	特別ボイラー溶接士
035	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	078	ボイラー取扱作業主任者	116	普通ボイラー溶接士
036	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	079	エックス線作業主任者	117	ボイラー監理士
037	石工・石材施工・石積み（1級）	080	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	118	クレーン運転士
038	石工・石材施工・石積み（2級）	081	木材加工用機械作業主任者	119	移動式クレーン運転士
039	鉄工・製罐（1級）			120	デリック運転士
040	鉄工・製罐（2級）			121	潜水士
041	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）			122	その他
042	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）				
043	工場板金（1級）				

安全教育コード表（表6）

表6 a 教育内容

コード	教育内容
01	機械等、原材料等の危険性及びこれらへの取扱い方法に関すること
02	安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらへの取扱い方法に関すること
03	作業手順に関すること
04	作業開始時の点検に関すること
05	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
06	整理、整頓及び清潔の保持に関すること
07	事故時等における応急措置及び退避に関すること
08	その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
99	その他

表6 b 教材

コード	教材
01	ビデオ
02	スライド
03	マニュアル
99	その他

表6 c 実施頻度

コード	実施頻度
01	随時
02	毎日
03	週1回程度
04	月1回程度
99	その他

安全対策コード表（表7）

表7 a ソフト面での対策

コード	ソフト面での対策
01	ツール・ボックス・ミーティング
02	危険予知 (KY) 運動
03	ヒヤリ・ハット運動
04	ゼロ炎運動
05	整理・整頓運動
06	安全意識の高揚運動
07	安全施工サイクル活動
08	着前打合せ
09	安全工程打合せ
10	安全朝礼
11	安全ミーティング
12	安全パトロール
99	その他

表7 b ハード面での対策

コード	ハード面での対策
01	作業帯区画バリケードの設置
02	安全ネットの設置
03	第三者に対する注意標識の設置
04	車両誘導員の配置
05	場内安全通路の設定
06	立入禁止区域の設定・区画
99	その他

安全点検コード表（表8）

分類	コード	点検項目
1.人的面からの点検	01	保護具
	02	健康
	03	技能
	04	資格
	05	適正配置
2.物的面からの点検	99	その他
	01	設備
	02	機械
	03	材料
3.管理面からの点検	04	工具
	99	その他
	01	作業内容
	02	作業手順
4.環境面からの点検	03	職時間の調整
	04	緊急時の措置
	99	その他
	01	作業場所
4.環境面からの点検	02	有害物
	03	換気
	04	照明
	05	温度
	06	湿度
	99	その他

事故報告書の記入コード表〔受注者用〕

重機事故コード表（表9）

重機コード表

事故区分	重機種類	コード
掘削機械	バックホー	01
	クラムシエル	02
	トラククレーン	03
	ラフタークレーン	04
	クローラークレーン	05
	クレーン（固定型）	06
運搬機械	種載型トラククレーン	07
	エレベーター	08
	高所作業車	09
	ウインチ	10
	ダンプトラック	11
	トラック	12
	不整地運搬車	13
	トラクタ	14
	コンベア	15
	モノレール	16
セータグラダー、 路盤機械および締固め機械	セータグラダー	17
	スタビライザ	18
	振動ローラ	19
	ロードローラ	20
	タイヤローラ	21
	滑掃車	22
	路面切削機	23
	草刈車	24
	除雪車	25
	凍結防止和服布車	26
ブルドーザーおよびスクレーパ	ブルドーザー	27
	スクレーパ	28
	杭打機および杭抜機	29
	アースオーガー	30
	クローラードーザ	31
	ホイールドーザ	32
	ずり込み機	33
	ソーリングマシン	34
	掘削機	35
	ブレーカー	36
コンクリート機械	コンクリートプラントおよびミキサ	37
	コンクリート吹付機	38
舗装機械	フィニッシャー	39
	アスファルトディストリビュータ	40
作業船	浚渫埋立工事用作業船	41
	起重機船	42
その他		99

作業位置コード表

コード	作業位置
1	重機の真後ろで作業
2	重機の側面で作業
3	重機の後ろ側面で作業
4	重機の前方で作業
5	重機の前方面面で作業
6	重機内(オペレーター)

動作状況コード表

コード	動作状況
1	前進
2	後退
3	旋回操作中
4	作業装置操作中
5	停止時
9	その他

作業内容コード表

コード	作業内容
1	掘削
2	運搬
3	締固め
4	草刈り
5	路面清掃
6	除雪
7	杭打ち
8	積み込み
9	穿孔
10	切削
99	その他

作業手順無視不良コード表

コード	作業手順無視不良内容
1	エンジン未停止作業
2	玉掛確認不備
3	作業前点検不備
4	車両停止時点検不備
5	重機すべり止め対策不備
6	不適切な合図
7	ルート外走行
8	前方不注意
9	走行路不安定
10	不安定な走行姿勢
11	狭い作業空間
12	車体屈折箇所内作業
13	機械移動中の接触（不安全行動）
14	重機との安全距離の不十分
15	吊り荷の接触・揺れ
16	アウトリガー設置不備
17	安全装置解除
18	仮置き資材の不安定
19	過積載
20	旋回操作不備
21	不安定な重機操作
22	荷下し作業不備
23	解体作業の不備
24	機械取付け作業の不備
25	重機足場の不備
26	転倒機械の連結不備
27	転落防止用ワイヤー設置不備
28	連結・調整の不備
99	その他

挟まれ箇所コード表

コード	接触・挟まれ箇所	コード	接触・挟まれ箇所
01	頭	16	手
02	顔	17	指
03	目	18	髪
04	耳	19	腰
05	鼻	20	尻
06	口	21	下股
07	後頭部	22	大股
08	喉	23	膝
09	首	24	向うずね
10	肩	25	ふくらはぎ
11	肩甲骨	26	足
12	胸	27	足の甲
13	上腕	28	足底
14	ひじ	29	全身
15	前腕		

誘導員配置状況コード表

コード	誘導員の配置状況
1	常時配置していた
2	配置していたが気づかなかった
3	配置していたが、事故発生時には現場を離れていた
4	配置していなかった

足場墜落事故コード表（表9）

コード	足場の種類名称
1	枠組み足場
2	単管足場
3	丸太足場
4	布板一側足場
5	一側足場
6	つりわく足場
7	つりたな足場
8	脚立足場
9	うま足場
10	移動式足場
11	ゴンドラ
12	ブラケット
13	手すり先行型足場
14	縦綱先行型足場
99	その他

足場の種類コード

コード	被災者の作業区分名称
1	足場解体
2	足場組立
3	型枠組立
4	型枠解体
5	鉄筋組立
6	塗装
7	ケレン作業
8	安全ネット張り
9	その他

被災者の作業区分コード

コード	安全帯使用状況名称
1	使用した
2	装着したが未使用
3	安全帯付替え中
4	未装着

被災者の安全帯使用状況コード

コード	墜落箇所の種類名称
1	手すり未設置箇所から
2	開口部から
3	手すりの隙間から
4	手すりの上から
5	昇降設備移動中
6	足場端部から
7	足場上の脚立から
8	足場ごと落下（足場倒壊）
9	その他

墜落箇所コード

コード	墜落直前の行動名称
1	資機材上下運搬
2	足場移動中
3	足場上作業中
4	足場外側移動中
5	手すり・単管パイプ上移動中
9	その他

被災者の墜落直前の行動パターンコード

コード	作業手順無視不良名称
1	足場解体手順無視
2	場設置手順無視
3	作業手順なし
4	足場以外移動
5	足場移動方法不備
6	予定外作業
7	型枠上での作業
8	指定外足場使用
9	足場上積載オーバー
10	足場上での脚立使用
11	足場集積方法不備
99	その他

被災者の作業手順無視不良コード

事故報告書の記入コード表〔受注者用〕

交通事故コード表（表9）

表9-1 一般車両の動作状況コード表

コード	車両作業状況
1	工事区域内に向けて直進進入
2	工事区域内に対して側面進入
3	通行可能車線走行中
4	規制終了後の車線変更時
5	歩道進入
6	交差点右左折
7	交差点直進
8	その他

表A：事故発生場所コード表

コード	発生場所
1	現場外
2	現場内
3	現場出入口
4	一般公道

表B：作業車両動作状況

コード	動作状況
1	前進時
2	後退時
3	停止時

表C：被災者の位置

コード	被災者の位置
1	作業車両の真後ろで作業
2	作業車両の側面で作業
3	作業車両の後方側面で作業
4	作業車両の前方で作業
5	作業車両の前方側面で作業

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事年度及び工事番号	年度 第 号		
工 事 名			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年 月 日	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年 月 日	

班長(課長)	主任	主 査	監 督 員	現場代理人	主任技術者

材 料 確 認 願

監督員

_____様

年 月 日

現場代理人 _____ (印)

工事年度及び工事番号 _____ 年度 _____ 第 _____ 号

工事名 _____

標記工事について、下記の材料確認を実施されたい。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認(印)	

以上

監督員

現場代理人	主任技術者

段階確認書

施工予定表

年 月 日

特記仕様書第〇〇条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。

工事年度及び工事番号: _____ 受注者名称: _____

工 事 名: _____ 現場代理人: _____ (印)

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
				*受理した場合監督員が記事、受理日及びサインをする。

年 月 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。

監督員: _____

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
				*実施した年月日を記入及び特記事項等を実施後記入

年 月 日

確 認 書

上記種別について、段階確認を実施し確認した。

監督員名: _____ (印)

年 月 日

監督員

様

受注者名称
現場代理人

㊞

現場発生品調書

年 月 日契約の

工事における下記発生品を引渡します。

記

品名	規格	単位	数量	摘要

施工体制台帳 (作成例)

[会社名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣特定 知事一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣特定 知事一般	第 号	年 月 日

工事名称			
工事内容			
発注者			
住所			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

契約営業所	区分名	住所
	元請契約	
	下請契約	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		元請契約			
		下請契約			

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法	雇用保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法	加入 未加入 適用除外
監理技術者名	資格内容	
専門技術者名	資格内容	
担当工事内容	資格内容	
	専門技術者名	
	資格内容	
	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	有	無
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	有	無

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称	
工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣特定 知事一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣特定 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	有	無
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	有	無

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定的ことなく雇用されていることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定的ことなく雇用されていることを証する書面又はこれらの写し

施工体系图(作成例)

発注者名	
工事名称	

自	日
年	月
至	日
年	月
工期	日

元請	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会 長	
総括安全衛生責任者	

副 会 長	
-------	--

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住所	_____
会社名	_____
代表者名	_____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	_____
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
注文者との 契約日	年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	大臣 特定 知事 一般 工事業	第 号	年 月 日
健康保険等 の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇 用 保 険 加入 未加入 適用除外
	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇 用 保 険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専 門 技 術 者 名
主任技術者名	資 格 内 容
資格内容	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の状態 (有無)	有	無
-----------------------------	---	---	----------------------------	---	---

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所 電話番号	
工事名称 及び 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契 約 日 年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	大臣 特定 知事 一般 工事業	第 号	年 月 日
健康保険等 の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇 用 保 険 加入 未加入 適用除外
	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇 用 保 険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有	無	外国人建設就 習生の従事の状態 (有無)	有	無
-----------------------------	---	---	----------------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事
: について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

様式1-1

施工計画書 現場組織表

現場代理人 (氏名)			工程管理係	(氏名)	
連絡先 昼間 ○○○-○○○-○○○○ 夜間 ○○○-○○○-○○○○			出来形管理係	(氏名)	
【写真貼添付欄】			品質管理係	(氏名)	
			写真管理係	(氏名)	
			測量係	(氏名)	
			資材係	(氏名)	
			労務係	(氏名)	
			機械係	(氏名)	
			事務係	(氏名)	
主任(監理)技術者 (氏名)					
連絡先 昼間 ○○○-○○○-○○○○ 夜間 ○○○-○○○-○○○○					
【写真添付欄】					

【注意事項】

- ※添付する写真は、縦3cm、横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- ※カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したのもでもよい。
- ※下請負契約がある場合、写真は様式2に添付するものとし、当該様式1では、省略できるものとする。

施工計画書 現場組織表

工事

元請会社名	
許可番号	
現場代理人名	
【写真添付欄】	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

主任(監理)技術者名	
元請負金額	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

- 【注意事項】
1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
 2. 下請負者の主任技術者の写真は、専任の場合のみ添付の事。
 3. 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
 4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したのももよい。
 5. A3版で作成したのももよい。

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事日誌

工事日誌(年 月 日から 年 月 日まで 日間)													
工事番号		年度 第 号				工事日数 日間			受注者 ④				
工事名		工事				着工 年 月 日			主任				
						竣工 年 月 日			技術者 ④				
月	日	天候	雨量	水位	出勤状況		作業状況 等記事	指示 又は事項 確認 指示者 又は確認者 ④	使用主要材料				
					職種	人数			品名	規格	単位	使用材料	
										日計	累計		
	1												
	11												
	21												
	2												
	12												
	22												
	3												
	13												
	23												
	4												
	14												
	24												
	5												
	15												
	25												
	6												
	16												
	26												
	7												
	17												
	27												
	8												
	18												
	28												
	9												
	19												
	29												
	10												
	20												
	30												
	31												

- 一. 本表に記載の品種は原則として、「コンクリート」のみとし他は別表とする(但し簡易のものは差し支えない)
- 二. 増水により工事施工に関係ある現場では簡易な水位測定設備をつくること
- 三. 雨量計によらない場合は豪雨、大雨、小雨、俄雨、雷雨の区別を記載して差し支えない

工事中監督員の要求するときに提出すること
 工事中は現場に常備すること
 用紙の大きさは A3 判又は A4 判とすること

工事出来高率(今回) % 工事出来高率(累計) %

別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> ガス () <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※	<input type="checkbox"/> コンクリート		<input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート		<input type="checkbox"/> 木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）		
	その他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容及解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※		ト	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される建築物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種 類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	ト
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	ト
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	ト
発生が見込まれる部分または使用する部分（注）			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
（注）①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所を■に着色すること。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 解体工事に要する費用 _____ 円

（直接工事費） （取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。）

（注）・ 解体工事の場合のみ記載する。

- ・ 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・ 仮設費及び運搬費は含まない。

2 再資源化等に要する費用 _____ 円

（直接工事費） （取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。）

（注）・ 運搬費を含む。

3 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （橋台 2 次施工）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

「建設リサイクル法届出・通知済シール」の交付について

和歌山県では、平成24年5月1日から建設リサイクル法の届出・通知を受けた際に、発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し「建設リサイクル法届出・通知済シール」を交付します。

目 的

届出・通知済シールを工事現場に掲示する標識に貼付することにより、建設リサイクル法に基づく届出・通知済であることの確認を容易にし、無届・無通知工事を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上、標識掲示の促進を図ります。

交付対象

平成24年5月1日以降、県に建設リサイクル法に基づく届出・通知のあった工事

実施方法

県の窓口において、届出・通知書の受付時に発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し、「建設リサイクル法届出・通知済シール」を交付しますので、工事現場に掲示する標識（「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」）の右上部等の余白部分で文字を隠さない箇所に貼り付けて下さい。

また、工事完了後はすみやかに標識から剥がして下さい。

※ 届出書の場合は、受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日以降の着工日に貼付して下さい。

※ 自主施工者は、門・塀等の目立つ箇所に貼付して下さい。

<参 考>建設リサイクル法届出・通知済シール（県が受付した場合）

図1:シールデザイン(縦約2cm,横約6.5cm)

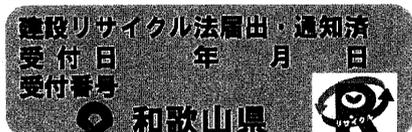


図2:建設業の許可票への貼付例

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号
許可年月日	

縦25cm以上×横35cm以上

図3:解体工事業者登録票への貼付例

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

縦25cm以上×横35cm以上

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○問い合わせ先
各振興局建設部 総務調整課等（建設リサイクル法担当）
建築住宅課 073-441-3184【建築物】
技術調査課 073-441-3084【建築物以外】

建設副産物に関する特記仕様書

建設副産物全般

1 建設副産物

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律 第137号)」及び「再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年 法律 第48号)」等関係法令を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

2 再生資源利用【促進】計画の作成及び提出

- 1) 本工事については、再生資源利用【促進】計画を作成するものとする。なお、再生資源利用【促進】計画は、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2) 再生資源利用【促進】計画書(実施書)は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成するものとする。
- 3) 作成した再生資源利用【促進】計画書(実施書)は、上記入力システムにより入力したデータを監督員に提出するものとする。また、自社においても保管するものとする。

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の作成及び提出

共通特記仕様書の第8による。

再生資材の利用

1 盛土，埋戻し材

- 1) 本工事に使用する盛土材については，本工事の掘削土を流用する他，下記工事からの建設発生土を利用するものとする。当該建設発生土の運搬は下記工事の請負者が行なうので，施工に際しては運搬場所・時期等について下記工事の請負者と十分に調整を図るものとする。
- 2) ただし，やむを得ない事情等により上記により難しい場合は監督員と協議の上，その指示によるものとする。
- 3) なお，建設発生土を使用する場合は品質が適正であるか確認の上，使用するものとする。

工 事 名	
工 期	
工事場所	

2 再生資材

- 1) 本工事については，下記のとおり再生資材を使用するものとする。
- 2) ただし，再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については，監督員と協議の上，新材を使うものとする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考

建設副産物の搬出

1 産業廃棄物

- 1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物は下記の(再資源化施設・最終処分場)に搬出するものとする。受入条件等は下記のとおりとする。
- 2) ただし、やむを得ない事情等により上記により難しい場合は監督員と協議の上、その指示によるものとする。

指定副産物	受入場所	受入期間及び時間	その他の受入条件

2 建設発生土

- 1) 本工事の施工により発生する建設発生土については、下記工事現場に搬出するものとする。
- 2) ただし、やむを得ない事情等により上記により難しい場合は監督員と協議の上、その指示によるものとする。

工事名	
工期	
工事場所	

建設副産物に関する技術基準について

再生資材名	適用基準
建設発生土	発生土利用基準(案)
汚泥	建設汚泥再生利用技術基準(案)
コンクリート用再生骨材	コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)
アスファルト・コンクリート再生骨材 再生路盤	プラント再生舗装技術指針

建設副産物提出書類チェックリスト

	建設廃棄物	建設発生土
当初	<input type="checkbox"/> 再生資源利用【促進】計画書	<input type="checkbox"/> 再生資源利用【促進】計画書
完成	<input type="checkbox"/> 再生資源利用【促進】実施書 <u>直行用マニフェスト</u> <input type="checkbox"/> マニフェスト A 票(写) <input type="checkbox"/> B2 票(写) <input type="checkbox"/> D 票(写) <input type="checkbox"/> E 票(写) <u>積替用マニフェスト</u> <input type="checkbox"/> マニフェスト A 票(写) <input type="checkbox"/> B2 票(写) <input type="checkbox"/> B4 票(写) <input type="checkbox"/> B6 票(写) <input type="checkbox"/> D 票(写) <input type="checkbox"/> E 票(写)	<input type="checkbox"/> 再生資源利用【促進】実施書 <input type="checkbox"/> 建設残土処理委託契約書(写) <input type="checkbox"/> 建設残土処理終了報告書(写) <input type="checkbox"/> 計量票

建設廃棄物に関する特記仕様書

1. 当該工事により発生する建廃の処理に見合う費用（投棄費、運搬費）を工事費に計上する。
2. 元請負者は、工事着手前に建廃の処理方法を記載した建廃処理計画書を工事発注者に提出するものとする。
3. 元請負者が産業廃棄物処理業者に処理又は運搬を委託する場合は書面で委託契約を締結するものとする。
4. 元請負者が最終処分場に於いて建廃を処理する場合（投棄費、運搬費）を設計変更の対象とする。

5. 工事完成時の提出図書

☆（産業廃棄物処理業者に処理又は、運搬を委託した場合）

処理又は運搬に関する委託契約書の写し、産業廃棄物処理業者の発行する
受入れ伝票

☆（元請負者が所有（借地）する最終処分場に於いて処理した場合）

投棄量が確認できる図書及び写真

6. 建廃量

建 廃 名	コンクリート破片	アスファルト破片	木 屑	
建 廃 量				

建設廃棄物処理計画書

平成 年 月 日

工事発注者 殿

住 所

業 者 名

代 表 者 名

印

平成 年度 第 号 工事に伴い発生する建設廃棄物については、下記のとおり責任をもって最終処分するので、申請いたします。

記

1. 建設産業廃棄物の処分場所

(許可業者の処分場、所有する処分場、借地の処分場)

上記の所在地 県 郡 市町村字 番地

上記の所在地 県 郡 市町村字 番地

上記場所は建設廃棄物処分場として各法令に抵触いたしません。

2. 建設産業廃棄物の運搬方法

(許可運搬業者に委託、自己運搬)

許可運搬業者名

許可運搬業者の所在地 県 郡 市町村字 番地

3. 添付図書

位置図、処分場所の写真、最終処分委託契約書、運搬委託契約書

参考資料

1. 廃棄物処理法に定める保管基準等（参考図参照）

- (1) 周囲に囲いを設けること。なお、廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
- (2) 必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上とし、廃棄物の保管の場所である旨、廃棄物の種類、保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、積み上げることができる高さを記載すること。
- (3) 屋外で容器に入れずに保管する場合、廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。廃棄物が囲いに接する場合には、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下、2m以上内側は勾配50%以下とすること。その他、廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発生がないよう必要な措置を講じること。
- (4) 汚水による地下水等の汚染を防止するため、必要な排水構造等を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 粉塵が発生するおそれのあるものについては、シートがけ、散水等を行い粉塵防止の措置を講じること。
- (7) 可燃物の保管に当たっては消火設備を設けるなど火災時の対策を講じること。
- (8) 廃泥水等液状又は流動性を呈するものは、貯留槽で保管すること。また必要に応じ、流出事故を防止するための堰堤等を設けること。
- (9) がれき類は崩壊、流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じ散水を行うこと。
- (10) 脱水して流動性のなくなった汚泥は雨水等の浸透防止のため表面をシート等で覆うこと。
- (11) 作業員等の関係者に保管方法等を周知徹底すること。
- (12) 最大保管量については平均搬出量に7を乗じて得られる数量を越えてはならない。（再生処理を行う場合は平均搬出量に7を乗じて得られる数量かつ1日当たりの処理能力に14を乗じて得られる数量を越えてはならない。）
※平均搬出量…前月の廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量。新たに保管場所の使用を開始する場合は、前記の搬出量が算定できるようになるまでは、計画搬出量（施工計画書において明記すること）をもって平均的な搬出量とする。

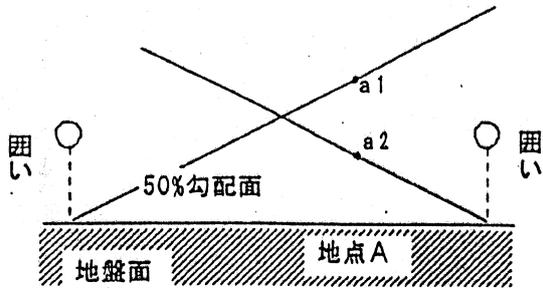
2. 工事で発生したコンクリート塊の現場内処理について

- (1) 「自ら粒度調整」とあるため、元請業者が再利用可能に処理しなければならない。下請け業者が処理する場合は産業廃棄物処理の許可が必要となる。
- (2) 施工現場内に再生処理ヤードが無く他の場所（仮設ヤード等）で再生処理（粒度調整等）を実施し、同一現場内で使用する場合は、他の場所が元請業者所有の土地又は使用権を有する土地であって、元請業者自ら処理する場合のみ産業廃棄物処理の許可はいらない。ただし、他の場所（仮設ヤード等）に1日でも仮置きする場合は、上記1. 保管基準等を遵守しなければならない。
- (3) 使用目的の品質・規格の一例
 - ・蛇籠・かごマット等 5～20cm（水深、設計流速によって粒径を選択）
 - ・埋め戻し用等 最大粒径10cm以下
 - ・捨石・根固め用等 粒径30～60cm

参考図

1. 高さの上限の判定例

(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合

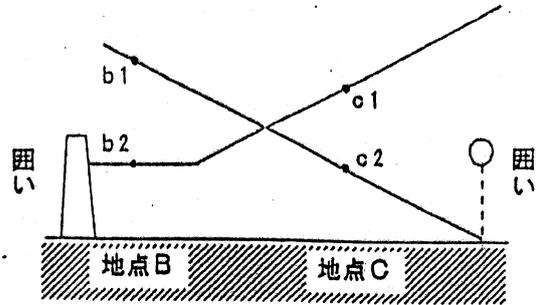


○基準上の高さ上限

・地点A : a2

地点B : b2

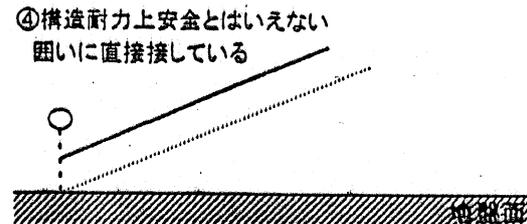
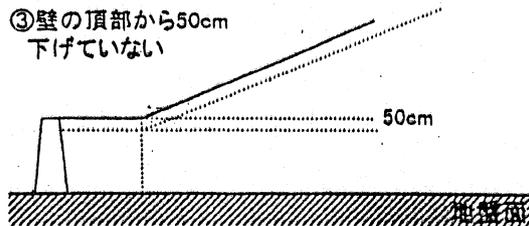
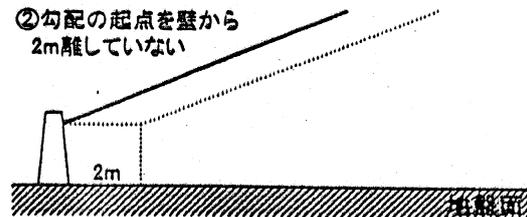
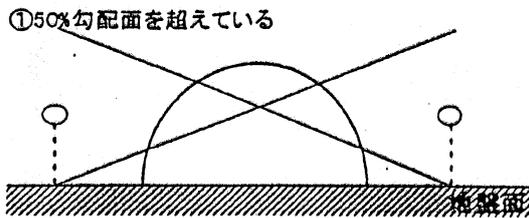
(2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲いの場合



地点C : c2

2 保管基準の判定例

(1) 模式図



(2) その他違反となる例

① 囲いが廃棄物と接して曲がって(歪んで)いる。

② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げている。(さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等を含む)

別紙 4

「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」についての特記仕様

- 1 再生資源利用計画書の作成等について
 - 1) 請負者は、工事を施工する場合において予め再生資源利用計画を作成し提出するものとする。
 - 2) 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - イ 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量
 - ロ 前期イの利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
 - ハ 前期ロに掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項
 - 3) 請負者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督員に提出するものとする。
- 2 再生資源利用促進計画書の作成等について
 - 1) 請負者は、工事を施工する場合において予め再生資源利用促進計画を作成し、提出するものとする。
 - 2) 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - イ 指定副産物の種類ごとの搬出量
 - ロ 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場への搬出量
 - ハ 前期ロに掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
 - 3) 請負者は、再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督員に提出するものとする。
- 3 再生資源利用促進計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記載する様式については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を使用するものとする。
- 4 作成した再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書は3部作成し、1部は自社で工事完成後1年間保管、1部は監督員に提出、1部は建設副産物対策近畿地方連絡協議会へ送付するものとする。

申請No.

既設地下埋設物確認調書

平成 年 月 日

工事名 _____

工事場所 _____

工事内容 _____

施工期間 _____

施工業者 _____

住宅地図 ページ	
-------------	--

関係事業者名	意	見	印
NTT御坊営業所 (0738-24-3770) NTT田辺支店 (0739-24-5211)			
関西電力(株) 御坊営業所 (0738-22-2538)			
各市町村水道部局			

建設業関係の設置届・計画届 一覧

御坊労働基準監督署

1 届出事項一覧

I 労働安全衛生法 第88条 第2項 関係

安衛則 第88条、第89条、別表第7

届出先 工事場所を管轄する労働基準監督署長

届出時期 作業着手30日以前

届出様式 様式 第20号 機械等設置・移転・変更届

届出部数 2部

機械等の種類（型枠支保工・足場は、一定の資格者の参画が必要。）

	種 類	届 出 事 項 及 び 添 付 図 面
1	型枠支保工 （支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）	① 打設しようとするコンクリート構造物の概要 ② 構造・材質及び主要寸法 ③ 組立図及び配置図 ④ 強度計算書 ⑤ 設置期間
2	足 場 （つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る。）	① 設置箇所 ② 種類及び用途 ③ 構造・材質及び主要寸法 ④ 組立図及び配置図（平面図・東西南北立面図） ⑤ 材料の認定書（つり足場、張出し足場にあつては強度計算書）
3	架 設 通 路 （高さ及び長さがそれぞれ10m以上の構造のものに限る。）	① 設置箇所 ② 種類及び用途 ③ 構造・材質及び主要寸法 ④ 組立図及び配置図（平面図・東西南北立面図） ⑤ 強度計算書 ⑥ 材料の認定書
4	軌 道 装 置	① 使用目的 ② 起点及び終点の位置並びにその高低差（平均勾配） ③ 軌道の長さ ④ 最小曲線半径及び最大勾配 ⑤ 軌間、単線又は複線の区別及び軌条の重量 ⑥ 橋梁又はさん橋の長さ、幅及び構造 ⑦ 動力車の種類、数、型式、自重、けん引力及び主要寸法 ⑧ 巻上機の型式、能力及び寸法 ⑨ ブレーキの種類及び作用 ⑩ 信号、警報及び照明設備の状況 ⑪ 最大運転速度 ⑫ 逸走防止装置の設置箇所及び構造 ⑬ 地下に設置するものにあつては、軌道装置と周囲との関係

注 届出を要しない機械等

- ① 組立てから解体までの期間が60日未満の足場・架設通路
- ② 軌道装置にあつては6ヶ月未満で廃止するもの

Ⅱ 労働安全衛生法 第88条 第3項関係

安衛則 第89条の2、第91条

届出先 厚生労働大臣
届出時期 工事着手30日以前
届出様式 様式 第21号
届出部数 3部

大規模工事等の種類 (以下の工事については、計画時一定の資格者の参画が必要。)

	種 類	届出事項及び添付図面
1	高さが300m以上の塔の建設の仕事	① 仕事を行う場所の周囲及び四隣との関係を示す図面 ② 建設等をしようとする建設物等の概況を示す図面 ③ 工事用の機械・設備・建設物等の配置を示す図面 ④ 工法の概要を示す書面又は図面 ⑤ 労働災害を防止するための工法及び設備の概況を示す書面又は図面 ⑥ 工程表 ⑦ (圧気工法作業摘要書)
2	提高(基礎地盤から提頂までの高さをいう。)が150m以上のダム等の建設の仕事	
3	最大支間500m(つり橋にあっては、1000m)以上の橋梁の建設の仕事	
4	長さが3000m以上のずい道等の建設の仕事	
5	長さが1000m以上3000m未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る。)の掘削を伴うもの	
6	ゲージ圧が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事	

Ⅲ 労働安全衛生法 第88条 第4項関係

安衛則 第90条

届出先 工事場所を管轄する労働基準監督署長
届出時期 工事着手14日以前
届出様式 様式 第21号 計画届
届出部数 2部

工事等の種類 (以下の1～5の工事については、資格を有する参画者が必要。)

1	高さ31mを超える建築物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体又は破壊の仕事	① 周囲の状況、四隣との関係図 ② 建設等をしようとする建設物等の概況を示す図面 ③ 工事用の機械・設備・建設物等の配置を示す図面 ④ 工法の概要を示す書面又は図面 ⑤ 労働災害を防止するための工法及び設備の概況を示す書面又は図面 ⑥ 工程表 ⑦ (圧気工法作業摘要書) ⑧ 採取の方法を示す書面又は図面
2	最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事	
2の2	最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(市街地、軌道隣接場所に限る。)	
3	ずい道等の建設等の仕事(内部に労働者が立ち入らないものを除く。)	
4	掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削の作業を行う仕事	
5	圧気工法による仕事	
5の2	耐火建築物等の解体・改修の仕事で石綿等の除去を伴う仕事	
5の3	廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上)の設備の解体等の仕事	
6	掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事	
7	坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事	

建設物 設置・移転・変更届
機械等

事業の種類	事業場の名称		常時使用する労働者数		
設置地	主たる事務所の所在地		電話()		
計画の概要					
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名	参画者の経歴の概要		電気使用設備の定格容量		kw
工事着手予定年月日	工事落成予定年月日				

平成 年 月 日

事業者 職 氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 表題の「建設物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 「事業の種類」の欄は、次の業種を除き、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
化学調味料製造業 動植物油脂製造業 紡績業 染色整理業 紙加工品製造業
セロファン製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業 機械修理業
- 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から24の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。
この場合において、以下の事項に注意すること。
イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者数」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)並びに換気的方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4 計画届の参画者資格一覧

工事又は仕事の種類		参画者の資格
型 わ く 支 保 工	1 型わく支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事	1 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 型わく支保工に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。 2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
足 場	2 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事（組立てから解体までの期間が60日未満のものを除く）	1 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。 2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
塔	3 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事	1 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (3) 建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。 ロ 建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。 2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が建築であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
建 築 物 ・ 工 作 物	4 高さが31メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事のうち建設の仕事（ダム建設の仕事を除く）	1 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上建築工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (3) 建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。 ロ 建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。 2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が建築であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者

計画届の参画者資格一覧（つづき）

工事又は仕事の種類		参画者の資格
ダム	5 堤高が150メートル以上のダムの建設の仕事	1 次のイからハまでのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (3) 技術士法第4条第1項に規定する第二次試験で建設部門に係るものに合格したこと。 (4) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (注) 番号は左の欄の仕事の前につけている番号 (1) 5、6の仕事 ダムの建設の仕事 (2) 7、8、9の仕事 橋梁の建設の仕事 (3) 10、11、12の仕事 ずい道等の建設の仕事 (4) 13、14の仕事 圧気工法による作業を行う仕事 (5) 15の仕事 地山の掘削の作業を行う仕事 ハ 建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。 2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
	6 高さが31メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の仕事（ダムの建設の仕事に限る）	
橋	7 最大支間500メートル（つり橋にあっては、1000メートル）以上の橋梁の建設の仕事	
	8 最大支間50メートル以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊の仕事	
	9 最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所において行われるものに限る）	
ずい道	10 長さが3000メートル以上のずい道等の建設の仕事	
	11 長さが1000メートル以上3000メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて抗（通路として使用されるものに限る）の掘削を伴うもの	
	12 ずい道等の建設の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く）	
圧気工法	13 ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事	
	14 圧気工法による作業を行う仕事	

工事又は仕事の種類	参画者の資格
<p style="text-align: center;">掘 削</p> <p>15 掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事</p>	<p>1 次のイからハまでのいずれにも該当する者</p> <p>イ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後10年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後15年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>(3) 技術士法第4条第1項に規定する第二次試験で建設部門に係るものに合格したこと。</p> <p>(4) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定に合格したこと。</p> <p>ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。</p> <p style="text-align: center;">注 番号は左の欄の仕事の前につけている番号</p> <p>(1) 5、6の仕事 ダムの建設の仕事</p> <p>(2) 7、8、9の仕事 橋梁の建設の仕事</p> <p>(3) 10、11、12の仕事 ずい道等の建設の仕事</p> <p>(4) 13、14の仕事 圧気工法による作業を行う仕事</p> <p>(5) 15の仕事 地山の掘削の作業を行う仕事</p> <p>ハ 建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣が定める研修を修了したこと。</p> <p>2 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木であるもの</p> <p>3 その他厚生労働大臣が定める者</p>

コンクリート構造物に関する特記仕様書

本工事におけるコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比について、下記のとおりとすること。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 鉄筋コンクリート | 55%以下 |
| 2 | 無筋コンクリート | 60%以下 |

※なお、JIS 規格を満足しない場合は、ランクアップにより対応すること。

ひび割れ調査票 (1)

工事名	
請負者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人氏名	
主任技術者氏名	
監理技術者氏名	
測定者名	

位置	測定 NO.		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	平成	年	月 日
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から k m		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他 ()		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他 ()		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他 ()		

構造物位置図 (1/50000を標準とする)

添付しない場合は
(別添資料-〇参照) と記入し、資料提出

ひび割れ調査票 (2)

強度測定箇所構造物一般図

添付しない場合は
(別添資料-〇参照) と記入し、資料提出

ひび割れ調査票（４）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

添付しない場合は
(別添資料－○参照) と記入し、資料提出

ひび割れ調査票 (5)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物は判断できる名称)

ひび割れ発生箇所の写真

添付しない場合は
(別添資料一〇参照) と記入し、資料提出